

～図解入りで改正前後の対応方法がすっきりわかる！～

**超速報！令和7年度税制改正解説テキスト**

著 者

アンパサンド税理士法人 代表税理士

山田 典正

## はじめに

令和6年12月20日に与党の「令和7年度税制改正大綱」が取りまとめられ、12月27日には閣議決定がされました。執筆時点（1月初旬）においては、財務省・総務省で改正法案が作成されているところです。例年は、その後に国会で審議され、順当にいけば3月末頃にそのまま可決・成立し、4月1日に施行されます。ただし、今回は自由民主党と公明党が少数与党となったことにより、国民民主党とのいわゆる「103万円の壁」をめぐる協議も継続していることから、今後、大綱の内容が修正される可能性もあるのでご注意ください。

本テキストは税制改正大綱と省庁より公表されている税制改正資料、税制調査会の資料などに基づいて作成しています。大綱からはハッキリとは読み取れない取扱いや疑問点もあると思いますが、現時点で情報が曖昧な部分についても私見を交えて、できる限り踏み込んで記載しています。また、下記の点について意識して作成しました。

- 比較表などを入れることで、できる限り現行の取扱いとの比較がしやすいように
- 改正の趣旨が理解しやすいように、省庁の資料を挿入し改訂があった背景なども記載
- 改正項目ごとに、周辺知識も交えてできる限りの実務ポイントをまとめた
- 大綱時点では明らかでない情報など、今後に注目するべきポイントをまとめた

実務で活かせる生の情報をまとめたので、皆様の実務でお役立ていただければ幸いです。

### <注意点>

- 税制改正大綱と執筆時点で公表されている情報の範囲でまとめた内容ですので、確定情報ではない点はご留意ください。
- わかりやすさを重視して、できる限り平易な言葉で表現しています。条文上や大綱の表現とも異なる点はご留意ください。
- 筆者の私見については「考える」などの表現を使用しています。あくまで私見である点はご留意ください。

## 目次

第1部 令和7年度税制改正の基本的な考え方 .....	6
第2部 各改正の具体的な内容 .....	9
一 個人所得課税 .....	9
1 所得税・住民税の各種控除の引上げ【103万円の壁】(大綱 P4,5,20~23) .....	9
2 エンジェル税制の拡充(大綱 P5,6,23,24) .....	19
3 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充(大綱 P13,28) .....	21
4 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充(大綱 P13,28~30) .....	23
5 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充(大綱 P13,30) .....	26
6 確定拠出年金制度の拡充【年金制度改革】(大綱 P10,11,33,34) .....	27
7 退職所得控除の調整規定の適正化(大綱 P34,35) .....	31
8 退職所得の源泉徴収票の提出対象者の見直し(大綱 P35) .....	33
9 法人課税信託の課税の適正化(大綱 P6,34) .....	34
10 その他の改正 .....	35
二 資産税 .....	41
1 結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税非課税措置の延長(大綱 P13,14,39) .....	41
2 事業承継税制の要件緩和(大綱 P9,39) .....	43
3 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置の延長(大綱 P9,41) .....	45
4 その他の改正 .....	46
三 法人課税 .....	52
1 防衛特別法人税の創設(大綱 P17,18,96~98) .....	52
2 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長(大綱 P8,53) .....	54
3 中小企業投資促進税制の延長(大綱 P8,53,54) .....	56
4 中小企業経営強化税制の拡充(大綱 P8,54~57) .....	57
5 中小企業防災・減災投資促進税制の延長(大綱 P67,68) .....	61
6 地域未来投資促進税制の拡充(大綱 P8,9,57~59) .....	62
7 企業版ふるさと納税制度の延長(大綱 P59~62) .....	65
8 非適格合併等に係る調整勘定の金額の算定方法の適正化(大綱 P62) .....	67
9 リース会計基準の変更に伴うリース税制の見直し(大綱 P74,77,80,81) .....	69
10 その他の改正 .....	73
四 消費課税 .....	75
1 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し(大綱 P15,16,77~79) .....	75
五 國際課税 .....	77
1 グローバル・ミニマム課税への対応(大綱 P14,83~94) .....	77
2 外国子会社合算税制の見直し(大綱 P14,15,94,95) .....	78

六	納税環境整備	.....	82
1	電子帳簿等保存制度の見直し（大綱 P18,100～103）	.....	82
2	その他の改正	.....	83
七	次年度以降に検討する事項	.....	84
1	在職老齢年金制度の見直しに伴う控除上限【年金制度改革】（大綱 P11,12）	.....	84
2	人的控除をはじめとする各種控除の見直し（大綱 P12）	.....	86
3	暗号資産取引に係る課税の見直し（大綱 P106）	.....	86
4	通勤手当の非課税限度額の見直し（大綱 P5）	.....	87
5	道府県民税利子割の税収帰属の適正化（大綱 P9,10）	.....	87
6	国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化（大綱 P16）	.....	87
7	車体課税の見直し（大綱 P17）	.....	88

## 重要資料一覧

### 《大綱関連》

自由民主党・公明党「令和7年度税制改正大綱」 ※令和6年12月20日決定

[https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi\\_2025.pdf](https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf)

財務省「令和7年度税制改正の大綱」 ※令和6年12月27日閣議決定

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf)

財務省「令和7年度税制改正の大綱の概要」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/07taikou\\_gaiyou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_gaiyou.pdf)

### 《各省庁の税制改正の解説資料》

経済産業省「経済産業関係 令和7年度税制改正について」(本文中「経産省資料」)

[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2025/zeisei\\_fy2024/index.html](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2025/zeisei_fy2024/index.html)

国土交通省「令和7年度国土交通省税制改正概要」(本文中「国交省資料」)

[https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_009804.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_009804.html)

厚生労働省「令和7年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)」(本文中「厚労省資料」)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_47600.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47600.html)

金融庁「令和7(2025)年度税制改正について」(本文中「金融庁資料」)

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241227-2/20241227.html>

文部科学省「令和7年度 文部科学省関係税制改正要望事項の結果」(本文中「文科省資料」)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1412046\\_00011.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1412046_00011.htm)

内閣府「令和7年度税制改正要望結果」(本文中「内閣府資料」)

[https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r07/zei/07zei\\_2.pdf](https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r07/zei/07zei_2.pdf)

復興庁「令和7年度税制改正の概要 参考資料」(本文中「復興庁資料」)

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20241226104817.html>

こども家庭庁「令和7年度税制改正の概要」(本文中「こども家庭庁資料」)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/5ae229f2/20241227\\_policies\\_budget\\_52.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/5ae229f2/20241227_policies_budget_52.pdf)

農林水産省「令和7年度税制改正主要事項」

<https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/tyosei/241227.html>

環境省「令和7年度 環境省税制改正要望の概要」

<https://www.env.go.jp/content/000275809.pdf>

総務省「令和7年度地方税制改正(案)について」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000983237.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000983237.pdf)

《参考資料》

財務省「基礎控除への振替」 ※平成 30 年度税制改正

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b08\\_2.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b08_2.pdf)

厚生労働省 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会

「第 31 回資料（2024 年 1 月 29 日）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001198619.pdf>

「第 37 回資料（2024 年 11 月 8 日）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001328797.pdf>

厚生労働省 社会保障審議会 年金部会

「第 21 回資料（2024 年 11 月 25 日）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001337884.pdf>

厚生労働省 社会保障審議会 医療保険部会

「第 184 回資料（令和 6 年 10 月 31 日）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001323477.pdf>

デジタル庁「マイナンバーカード機能のスマホ搭載について」 ※令和 6 年 7 月 22 日

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/fcb737a4-07b9-4abd-bdca-34af9c4f71a5/f6f1ad84/20240913\\_meeting\\_smartphone\\_mynumbercard\\_outline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fcb737a4-07b9-4abd-bdca-34af9c4f71a5/f6f1ad84/20240913_meeting_smartphone_mynumbercard_outline_01.pdf)

一般社団法人信託協会「信託の受託概況（令和 6 年 9 月末現在）」 ※令和 6 年 12 月 25 日

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202412/NR20241225+.pdf>

国税庁「令和 4 年度分 会社標本調査」 ※令和 6 年 6 月

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2022/pdf/R04.pdf>

日本証券業協会他「令和 7 年度税制改正に関する要望 説明資料」 ※令和 6 年 9 月

[https://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/files/2409\\_zeisei\\_siryou.pdf](https://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/files/2409_zeisei_siryou.pdf)

政府税制調査会

「説明資料〔税務手続のデジタル化〕（令和 6 年 11 月 13 日）」

<https://www.ao.go.jp/zei-cho/content/6digital-noukan1kai2.pdf>

「説明資料〔活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制について〕（令和 6 年 11 月 15 日）」

<https://www.ao.go.jp/zei-cho/content/6life1kai2.pdf>

## 第1部 令和7年度税制改正の基本的な考え方

令和7年度税制改正の基本的な考え方は、主に次の5つの柱からなります。「自動車関係諸税の総合的な見直し」については令和8年度税制改正で実施予定のため柱から除外しますが、5つの柱の中でも第2部の具体的な内容で決められていない先送りの項目が数多く見られています。つまり、これらの項目は令和8年度以降の税制改正で具体的な内容を検討していくことになります（最後の「七 次年度以降に検討する事項」を参照）。

### 1. 成長型経済への移行

物価上昇局面に対応し、賃上げと投資がけん引する「成長型経済」への移行を目指します。具体的には、基礎控除や給与所得控除の最低保障額を引き上げ、実質的な税負担の増加を調整するほか、大学生年代への新たな控除を創設することで就業調整への対応を図ります。さらに、エンジエル税制の繰戻し還付制度を導入しスタートアップ投資を活性化するとともに、NISA や iDeCo の利便性向上で貯蓄から投資への流れを後押しします。加えて、企業の国内投資や賃上げを促すため、レベニューニュートラルの観点から法人税のメリハリある再設計を検討し、経済成長と財政健全化を両立させることを目指します。

### 2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

地域経済を支える中小企業の設備投資・賃上げを後押しし、全国津々浦々で持続的な成長と雇用を生むための税制措置を強化します。特に、売上高100億円超を目指す成長志向の高い中小企業向けに、中小企業経営強化税制の対象に建物を加えるなど拡充し、前向きな投資を促進します。軽減税率特例の適用期限を延長する一方、極めて所得が高い中小法人には一定の見直しを行います。地域未来投資促進税制も投資対象に新たな類型を加え期限を延長し、地域の成長産業育成を後押しします。さらに、企業版ふるさと納税では寄附活動事業の健全性確保策を強化しつつ適用期限を3年延長し、偏在性の小さい地方税体系の構築を図り、地方公共団体の安定的な税収を確保します。

### 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

少子高齢化や働き方の多様化、デジタル化・グローバル化の進行など、経済社会の変化に応じて公平で負担能力に見合う課税を実現すべく税制を見直します。iDeCo の拠出限度額の引上げや年金課税の在り方の検討を通じ、老後資産形成の支援と給付時の適正課税を両立します。さらに、グローバル・ミニマム課税の導入など国際的な合意に沿った法人課税ルールを整備し、企業間競争条件の公平性を確保します。また、外国人旅行者向け免税制度はリファンド方式へ転換しインバウンド消費を促進しつつ不正を排除し、越境 EC への

消費税課税の適正化を検討します。こうした制度改正を通じ、経済の持続的発展と公平な負担を目指します。

#### 4. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

安全保障環境の変化に伴い、防衛力の抜本的強化とその財源確保が喫緊の課題であり、令和8年4月以後開始事業年度から、法人税に4%の付加税を課す「防衛特別法人税（仮称）」を導入し、基準法人税額から年500万円の基礎控除を差し引いた上で課税することで、中小法人に配慮します。一方、所得税の見直しは、いわゆる「103万円の壁」引上げや国民負担全体への影響等を考慮し、引き続き検討します。加熱式たばこへの課税方式も見直し、紙巻たばことの税負担差を解消しつつ消費者への影響に配慮して段階的に実施します。こうした改正を通じ、国防の安定財源を確保します。

#### 5. 円滑・適正な納税のための環境整備

デジタル社会の進展に対応し、納税者が適正・円滑に申告・納付できる環境整備を図ります。具体的には、電子取引データの改ざん防止要件を満たすシステムを利用することで重加算税10%の加重対象外となる仕組みを構築します。また、帳簿・証憑のデジタル管理の普及を促し、トレーサビリティ確保と負担軽減を両立させます。あわせて、税務調査における資料提示の拒否や第三者の不正加担への対応を検討し、公平・公正な課税を徹底します。地方税でも、eLTAXを活用して納税通知書等を電子送付する取り組みを進めることで利便性を高め、国・地方双方でデジタル時代に即した納税環境を整える方針です。

<全体のイメージ>



## 第2部 各改正の具体的な内容

### 一 個人所得課税

#### 1 所得税・住民税の各種控除の引上げ【103万円の壁】(大綱P4,5,20~23)

- (1) 物価上昇による税負担調整の観点から、所得税の基礎控除の見直しが行われる。  
(2) パートやアルバイトの就業調整対策の観点から、給与所得控除が引き上げられ、  
大学生年代の子等に対する新たな控除（「特定親族特別控除」）が創設される。

【関連法規】所法 28,79~84,86 他

#### 《全体像》

- ・令和7年度税制改正の結果、次の「103万円の壁」がなくなる。

103万円の壁 [課税最低限]	(1) 所得税の基礎控除の引上げ (2) 所得税・住民税の給与所得控除の最低保障額の引上げ	年収 123万円に
103万円の壁 [所得控除の要件]	(3) 所得税・住民税の「特定親族特別控除」の新設	年収 150万円に (年収 188万円)
	(4) 合計所得金額要件の判定金額の引上げ	年収 123万円に

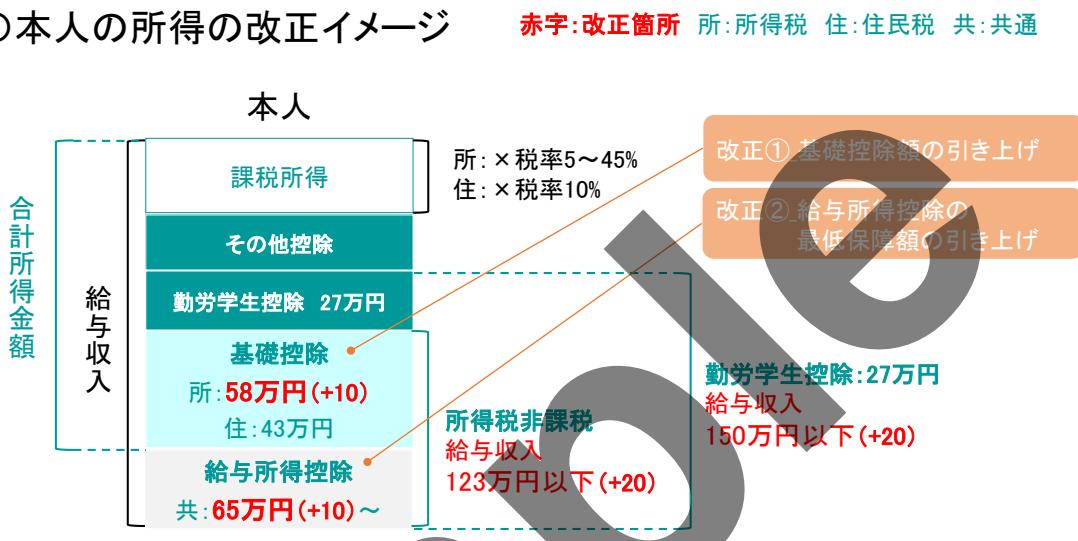
#### ・改正の経緯

令和6年 10月27日	第50回衆議院議員総選挙により与党の獲得議席215で過半数（233）割れ →少数与党となり、「103万円の壁をなくし、178万円に引き上げる」公約で議席数を増やした国民民主党と協力し、令和7年度税制改正の議論を行うことに
11月22日	国民民主党との合意を受けて政府が「いわゆる「103万円の壁」について、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる。」と明記した「経済対策」を閣議決定
11月25日	自由民主党税制調査会と公明党税制調査会が「総会」を開催し、税制改正議論開始
12月11日	国民民主党が「令和6年度補正予算案」に賛成する意向を示し、与党と国民民主党の3党の幹事長による協議で「いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。」を含む「合意書」が交わされる。
12月17日	「令和6年度補正予算案」が与党・日本維新の会・国民民主党などの賛成多数で可決 与党と国民民主党の6回目の協議が行われるも、国民民主党は与党側が前回の協議で示した所得税を「123万円」まで引き上げる案を上回る案を示さなかったことに伴い、10分で打ち切りに。その後、12月中に協議は行われず、1月以降に協議継続の予定
12月20日	与党の「令和7年度税制改正大綱※」が決定・公表 →基礎控除と給与所得控除の引上げにより、103万円の壁は「123万円」まで引上げ
12月27日	政府の「令和7年度予算案」や「令和7年度税制改正の大綱※」が閣議決定

※「大綱」の内容は今後の国民民主党との協議で修正される可能性あり

<図表> 改正のイメージ

## ○本人の所得の改正イメージ



## ○親族の所得の改正イメージ

赤字:改正箇所 所:所得税 住:住民税 共:共通

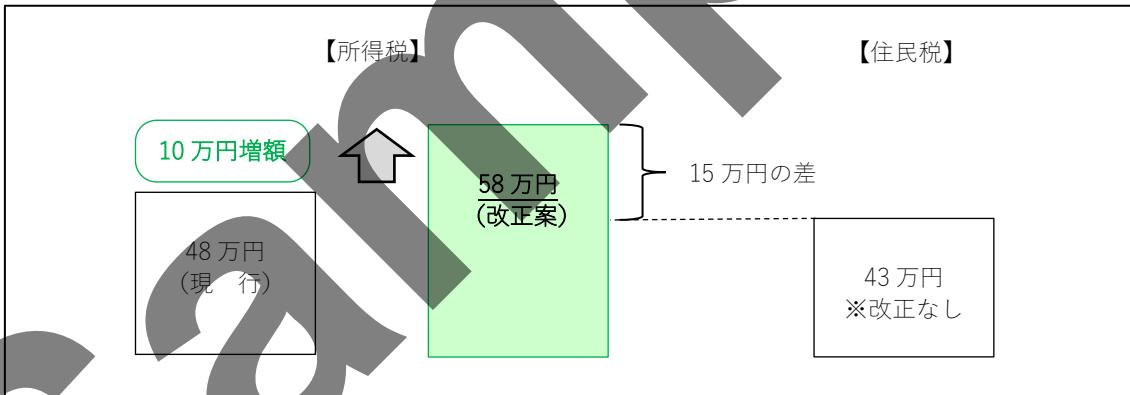


## 《改正の内容》

### (1) 所得税の基礎控除の引上げ

- ・基礎控除の額が「定額」のため、物価上昇=実質的な税負担が増える（「ステルス増税」との指摘も）という課題がある。
  - ・消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年（1995年）から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇し、今後も上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。
  - ・こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額が20%程度引き上げられる。
- ・所得税の基礎控除について、ベースとなる控除額が48万円から58万円に10万円引き上げられる。

<図表> 基礎控除の控除額の引上げ



<図表> 基礎控除の控除額

合計所得金額	所得税の控除額		住民税の控除額
	現 行	改正案	
2,350万円以下	48万円	58万円	43万円 (改正なし)
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		29万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		15万円
2,500万円超	0円		

<適用時期>

- ・令和7年分の所得税（年末調整・確定申告で対応。公的年金は還付も）について適用
- ・ただし、源泉徴収は令和8年1月1日以後に支払う給与・公的年金等から適用

### <実務ポイント>

- 基礎控除が所得控除のため、議論の途中では「富裕層への制限が必要」という声があった。今回の改正では「所得 2,350 万円超」の場合は基礎控除の引上げの対象外になっている。

#### (参考) 住民税の基礎控除

- ・地方財政への配慮から、住民税（43 万円）は引上げ対象から除外する「分離案」が採用された。
- ・税率が一律 10% の住民税は年収が低い層にとって税負担が重くなりやすく、分離案の採用で節税メリットは減少したと言える。
- ・もともと住民税における基礎控除は「地域社会の会費」という住民税の基本的性格から、控除額が所得税より低く設定されていたが、今回の改正でその差は過去最大の「15 万円」となる。

### (2) 所得税・住民税の給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の「最低保障額」が適用される収入の場合、収入が増えても控除額は増加しないため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が 10 万円引き上げられる。

- ・所得税・住民税について、給与所得控除の最低保障額が 55 万円（年収 162.5 万円まで）から 65 万円（年収 190 万円まで）に 10 万円引き上げられる。
- ・最低保障額が引き上がるだけのため、年収 190 万円超の場合は改正の影響はない。

#### <図表> 所得税・住民税の給与所得控除の控除額

給与等の収入金額	現 行	改正案
1,625,000 円まで	55 万円	<u>65 万円</u> (=190 万円×30% + 8 万円)
1,625,001 円～1,800,000 円	収入金額×40% - 10 万円	
1,800,001 円～1,900,000 円	収入金額×30% + 8 万円	
1,900,001 円～3,600,000 円	収入金額×30% + 8 万円	
3,600,001 円～6,600,000 円	収入金額×20% + 44 万円	
6,600,001 円～8,500,000 円	収入金額×10% + 110 万円	
8,500,001 円以上	195 万円（上限）※	

※子育て世帯等は所得金額調整控除により年収 1,000 万円で控除額 210 万円が上限に

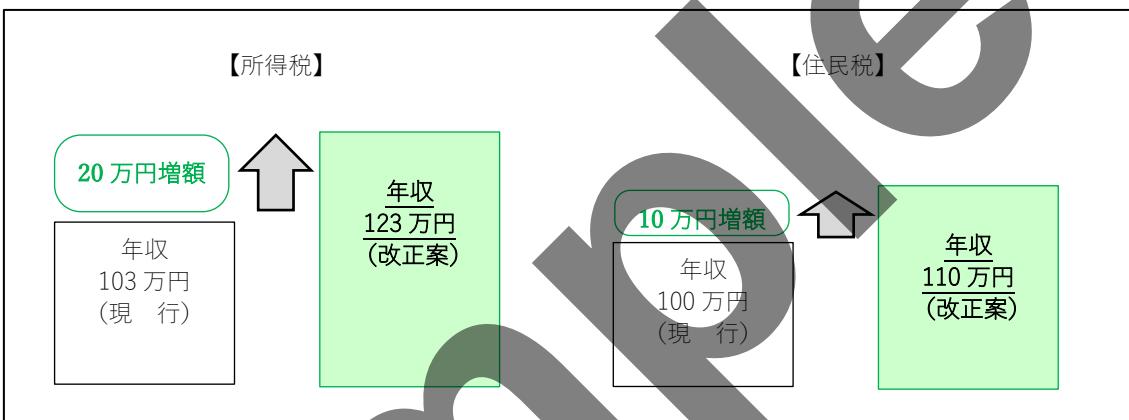
#### <適用時期>

- ・令和 7 年分の所得税（年末調整・確定申告で対応）、令和 8 年度分の住民税について適用
- ・ただし、源泉徴収は令和 8 年 1 月 1 日以後に支払う給与・公的年金等から適用

<実務ポイント>

- 基礎控除の引上げは「所得税のみ」の改正（住民税分離）だが、給与所得控除の引上げは「所得税と住民税に共通」した改正である。
- 基礎控除と給与所得控除の引上げの結果、所得税の年収の壁は 123 万円（現行：103 万円）に、住民税の年収の壁は 110 万円（現行：100 万円。東京都の場合）になる。

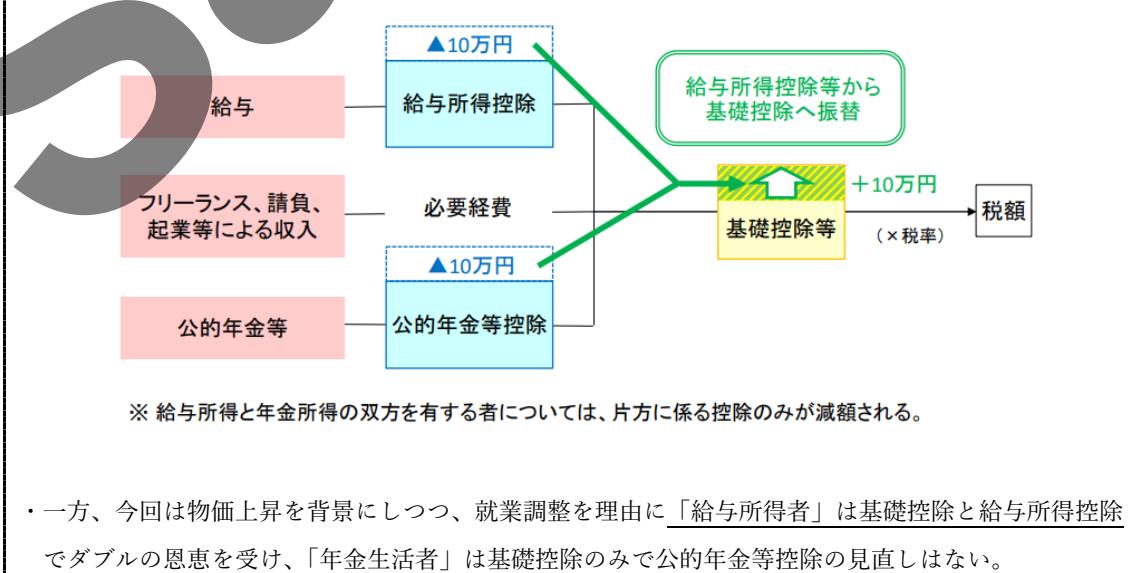
<図表> 年収の「壁」への改正の影響



(参考) 平成 30 年度税制改正との違い

- ・働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、「特定の収入」にのみ適用される「給与所得控除」と「公的年金等控除」が一律 10 万円引き下げられ、「どのような所得」にでも適用される基礎控除が 10 万円引き上げられる「振替」的な改正だった（令和 2 年分から）。

<図表> 基礎控除への振替（平成 30 年度税制改正） ※財務省資料



### (3) 所得税・住民税の「特定親族特別控除」の新設

現下の厳しい人手不足の状況で、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因との指摘がある。そこで大学生年代の子等の年収 150 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、年収 150 万円を超えても控除額が段階的に遞減する仕組みが導入される。

- 扶養親族の合計所得金額が 58 万円（現行：48 万円）を超えると扶養控除による控除ができないが、19 歳以上 23 歳未満の同一生計の親族※（合計所得金額 123 万円以下）に対し、一定の金額が控除できる「特定親族特別控除（仮称）」が新設される。

※その居住者の配偶者と青色事業専従者等を除く。

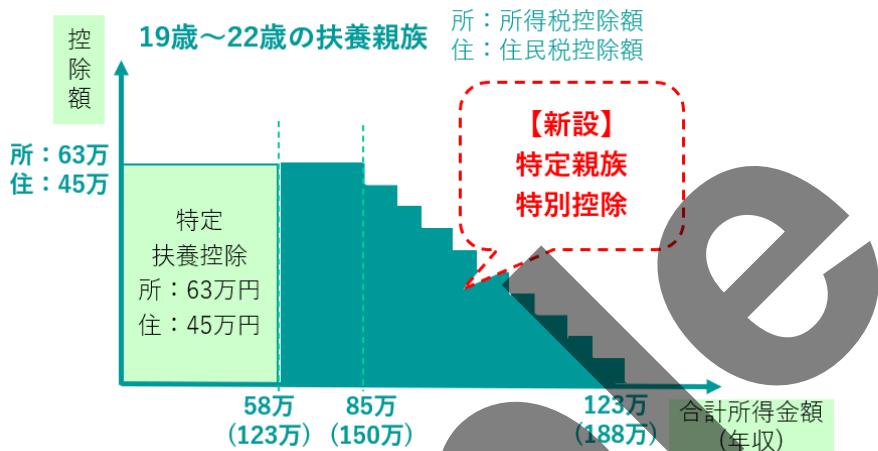
<図表> 「親族」を扶養する場合の控除



<図表> 特定扶養控除と特定親族特別控除

控除の種類	親族等の合計所得金額	所得税	住民税
特定扶養控除	58 万円以下（現行：48 万円以下）	63 万円	45 万円
特定親族	58 万円超 85 万円以下	63 万円	45 万円
	85 万円超 90 万円以下	61 万円	
	90 万円超 95 万円以下	51 万円	
特別控除	95 万円超 100 万円以下	41 万円	
【新設】	100 万円超 105 万円以下	31 万円	
	105 万円超 110 万円以下	21 万円	
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	

<図表> 特定親族特別控除のイメージ



- ・特定親族扶養控除が新設されたことで、親等は特定扶養親族が「年収 150 万円（所得 85 万円）」まで「63 万円」の控除を、年収 150 万円を超えても「年収 188 万円（所得 123 万円）」まで控除を受けることができる。

#### <適用時期>

- ・令和 7 年分の所得税（年末調整・確定申告で対応）、令和 8 年度分の住民税について適用
- ・源泉徴収について、控除額が「一定額以上」の場合は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払う給与・公的年金等に適用できる。

→大綱では不明だが、現行の「配偶者特別控除（配偶者控除と同じ 38 万円が控除できる所得 95 万円以下の「源泉控除対象配偶者」）」と同様に、源泉徴収税額表の「扶養親族等の数」に 1 人加算できると考えられる。

#### <実務ポイント>

- 配偶者特別控除と同様に、特定親族特別控除の計算を年末調整の時点で行うことはほぼ不可能であるため、確定申告で厳密な計算を行うことになると考えられる。
- 特定親族特別控除は配偶者特別控除と次の点で異なる。

- ① 特定親族特別控除には「納税者本人（親等）の合計所得金額」による制限がない。

控除の種類	配偶者・扶養親族の所得制限	納税者本人の所得制限
配偶者	あり	あり
特別控除	合計所得金額 58 万円超 133 万円以下	合計所得金額 1,000 万円以下
特定親族	あり	なし
特別控除	合計所得金額 58 万円超 123 万円以下	

- ② 配偶者特別控除は所得 95 万円（年収 160 万円）を超えると控除額が遞減し、所得 133 万円（年収約 201 万円）を超えると控除額が消失するが、特定親族特別控除は所得 85 万円（年収 150 万円）を超えると遞減し、所得 123 万円（年収 188 万円）を超えると消失する。

<図表> 配偶者特別控除と特定親族特別控除の控除額(所得税)の比較

配偶者特別控除		特定親族特別控除	
※下記は本人の合計所得 900 万円以下の場合		※本人の所得制限はなし	
配偶者の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
58 万円超 95 万円以下	38 万円	58 万円超 85 万円以下	63 万円
		85 万円超 90 万円以下	61 万円
		90 万円超 95 万円以下	51 万円
95 万円超 100 万円以下	36 万円	95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	26 万円	105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	123 万円超	0 円
130 万円超 133 万円以下	3 万円		
133 万円超	0 円		

#### (4) 合計所得金額要件の判定金額の引上げ

- 基礎控除の引上げに伴い、控除判定の要件となる合計所得金額等が引き上げられる。

項目	関連する控除	現 行	改正案
同一生計配偶者の合計所得金額	配偶者控除 配偶者特別控除 障害者控除		
扶養親族の合計所得金額	扶養控除 障害者控除 寡婦控除	48 万円以下 (年収 103 万円)	<u>58 万円以下</u> <u>(年収 123 万円)</u>
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額	ひとり親控除		
勤労学生の合計所得金額	勤労学生控除	75 万円以下 (年収 130 万円)	<u>85 万円以下</u> <u>(年収 150 万円)</u>

- ・「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」における必要経費の最低保障額も 55 万円から 65 万円に引き上げられる。

<適用時期>

- ・令和 7 年分の所得税（年末調整又は確定申告で対応）、令和 8 年度分の住民税に適用

<実務ポイント>

- 勤労学生控除は、特定親族特別控除で 63 万円の控除が受けられる「年収 150 万円（現行：130 万円）」まで引き上げられるため、年収 150 万円までは勤労学生自身の所得税の課税も発生しない。
- 税金の基準は年収 150 万円まで引き上げられたが、社会保険のいわゆる「130 万円の壁」はそのままのため、働き方を考える場合には注意が必要である。

<図表> 大学生と税金

項目	現 行	改正案
① 本人の課税最低限 ※勤労学生控除適用時	年収 130 万円まで (所得 75 万円)	年収 150 万円まで (所得 85 万円)
② 親の所得控除の要件	年収 103 万円まで (所得 48 万円)	

(5) 令和 7 年の年末調整への影響

① 年末調整と源泉徴収のタイミング

- ・所得税が「暦年」の計算単位であることから、一般的に税制改正法案が成立する「翌年（例：令和 8 年分の所得税）」から改正が適用されることが多い。
- ・今回は国民民主党の要望（3 党の合意書では「来年から」と記載）により「令和 7 年分の所得税」から反映されることとなった。
- ・税制改正法案は早くとも 3 月末頃に成立し、令和 7 年 1 月からの源泉徴収に間に合わないことから、上記(1)～(4)の改正について給与所得者は基本的に「令和 7 年の年末調整」で対応することになる。

<図表> 給与所得者と改正の影響

項目	令和 7 年	令和 8 年
(1) 基礎控除の引上げ	年末調整で対応 (又は確定申告)	1 月から源泉徴収で対応 ※(3)は一定額以上の 控除ができる場合に
(2) 給与所得控除の引上げ		
(3) 特定親族特別控除の新設		
(4) 合計所得金額要件の判定金額の引上げ		

## ② 年末調整書類の様式

- ・①の結果、令和7年分の年末調整書類の様式も変更となると考えられる。

### イ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

→令和6年の年末調整により、令和7年分の扶養控除等申告書（簡易版を含む。）は回収済の場合が多いが、

- ・「B 控除対象扶養親族（16歳以上）」の欄
- ・「C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」の欄

の合計所得金額等の要件が変更されるため、令和7年の年末調整で改めて周知や内容の確認が必要となると考えられる。

※令和7年の「源泉徴収」は改正を反映しない（年末調整で対応）ため、「A 源泉控除対象配偶者」の欄は特に見直しの必要はないと考える。ただし令和8年以後は、所得95万円は変わらないものの、年収ベースでは「160万円（現行：150万円）」に変わるため注意が必要である。

### ロ 「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

→「特定親族特別控除」が新設され、配偶者特別控除のように対象となる親族の「本年中の合計所得金額の見積額」から控除額を決める仕組みになると考えられる。

※ただし、用紙1枚にギリギリおさめているため、提出用紙がもう1枚増える可能性もある。

## 2 エンジェル税制の拡充（大綱 P5,6,23,24）

- (1) スタートアップへの再投資をより促進する観点から、エンジェル税制に「繰戻し還付制度」が創設され、再投資期間が延長される（最大2年間に）。
- (2) ただし、所得税の暦年課税の例外となる極めて異例な措置であることも踏まえ、「翌年譲渡時における課税制度」も設けられる。

【関連法規】措法37の13~37の13の3,41の19

### 《改正の内容》

#### (1) 繰戻し還付制度の創設

- ・譲渡益が発生した年の「翌年」にスタートアップ投資を行った場合、譲渡益発生年に遡って投資額の相当額を譲渡益から控除する「繰戻し還付制度」が創設される。
- ・具体的には、令和8年1月1日以後に特定株式を取得した居住者は、その年に「特定株式控除未済額（控除しきれない金額）」がある場合、前年分の所得税額のうち、「特定株式控除未済額に対応する金額」の還付を請求できる。
- ・特定株式の取得価額は、「その年分の適用金額」と「この措置で適用を受けた特定株式控除未済額」との合計額（特例控除対象特定株式の場合には20億円超の部分のみ）をその取得に要した額から控除した金額になる。

＜図表＞ 改正の全体像① ※経産省資料

### エンジェル税制の拡充（所得税・個人住民税）

拡充等

- ・エンジェル税制は、令和5年度改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、株式譲渡益の発生年に投資を行う必要がある等の課題があった。
- ・スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から、株式譲渡益が発生した年内にスタートアップへの投資を行う必要がある再投資期間の要件について、株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に、株式譲渡益が発生した翌年末（最大2年間）まで延長する。

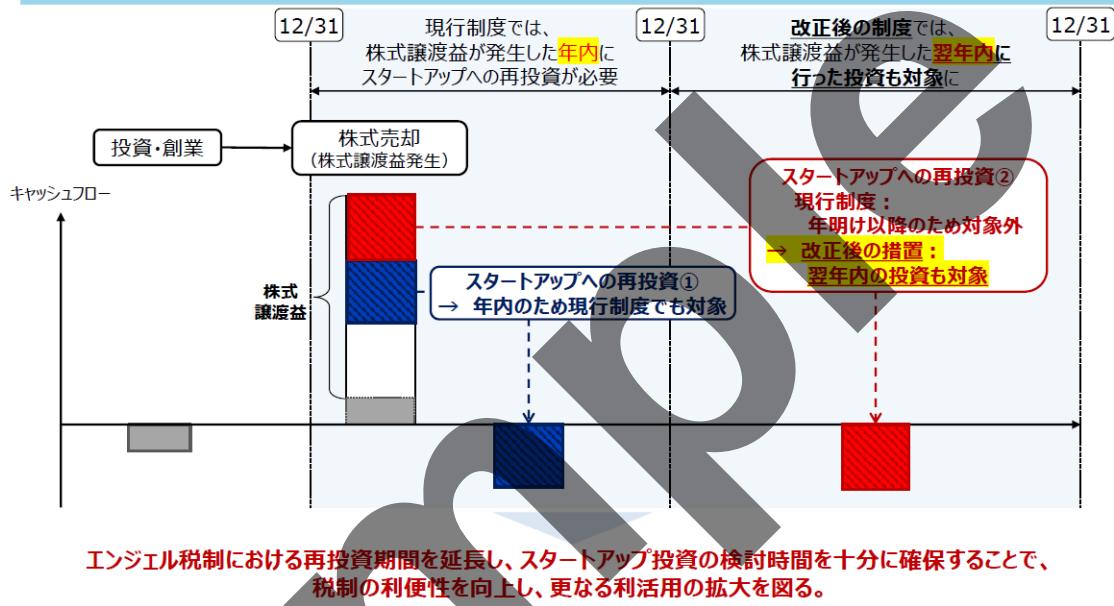
エンジェル税制は、スタートアップ企業へ投資を行い、株式を取得した個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度であり、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも優遇を受けることが可能。



<図表> 改正の全体像② ※経産省資料

### (参考) エンジエル税制における再投資期間について

- エンジエル税制における投資時点の株式譲渡益からの控除措置の適用を受けるには、現行制度ではその株式譲渡益が発生した年内にスタートアップへの投資を行う必要があるところ、**株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に、株式譲渡益が発生した翌年末（最大2年間）まで延長する。**



9

- ・上記の措置は、「前年分の確定申告書」に、特定新規中小企業者により発行される特定株式をその年中に払込みにより取得する見込みである旨等を記載した書類を添付し、その提出期限までに提出している等の要件を満たす場合に限り適用される。

### (2) 翌年譲渡時における課税制度の創設

- ・再投資非課税措置について、株式を取得した年の翌年末までにその株式を売却した場合に課税を行う。
- ・具体的には、令和8年1月1日以後に「特例適用控除対象特定株式」を取得した居住者等が、その取得をした年の翌年中にその株式を譲渡した場合（上場日以後に行われた場合などを除く。）には、その株式の取得価額（=譲渡原価）の計算では、取得費から「本制度の適用を受けて控除済の金額（上限：20億円）」を控除して計算する。
- ・つまり、「控除額」を売却益に足し戻す計算が行われる。

### <実務ポイント>

- 繰戻し還付制度の対象となる「特定株式控除未済額に対応する金額」の計算方法について確認が必要

### 3 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（大綱 P13,28）

令和6年度税制改正大綱で「高校生年代の扶養控除の見直し」とあわせて行うとした「子育て支援税制」は、今後、高校生年代の扶養控除の取扱いを踏まえてそのあり方を検討されるが、令和7年度税制改正では1年間の時限的な措置として「生命保険料控除の拡充」が実施される。

【関連法規】所法 76

#### 《改正の内容》

- ・令和8年分の所得税の生命保険料控除のうち、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額について、23歳未満の扶養親族※を有する場合に2万円の上乗せ措置が講じられ、6万円（現行：4万円）に
- ※扶養親族：同一生計で合計所得金額58万円（年収123万円）以下の親族
- ・「旧生命保険料」と「2万円の上乗せ措置の適用がある新生命保険料」を支払った場合も一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（現行：4万円）に
- ・「合計適用限度額」は実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円を維持
- ・「令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書」の様式が変更される。

<図表> 改正の全体像 ※金融庁資料

#### ◆ 生命保険料控除制度の拡充 【金融庁主担、農林水産省・厚生労働省・経済産業省・こども家庭庁が共同要望】

##### 【現状及び問題点】

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要。

##### 【大綱の概要】

- 所得税法上的一般生命保険料について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該控除の最高限度額を6万円（現行4万円）とする。

##### 【現行】

※2012年1月以降の契約について

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
〔所得控除限度額〕 所得税：12万円・地方税：7万円		
所得税：4万円 地方税：2.8万円	+ 所得税：4万円 地方税：2.8万円	+ 所得税：4万円 地方税：2.8万円

##### 【改正後】

※令和8年の時限措置

23歳未満の扶養親族を有する場合		
一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
〔所得控除限度額〕 所得税：12万円・地方税：7万円		
所得税：6万円 地方税：2.8万円	+ 所得税：4万円 地方税：2.8万円	+ 所得税：4万円 地方税：2.8万円

<計算方法>

- 一般生命保険料控除（新契約、上乗せ措置あり）の控除額

年間の新生命保険料	控除額
<u>30,000 円以下</u>	全額
<u>30,000 円超 60,000 円以下</u>	新生命保険料 × 1/2 + 15,000 万円
<u>60,000 円超 120,000 円以下</u>	新生命保険料 × 1/4 + 30,000 円
<u>120,000 円超</u>	一律 60,000 円

(参考) 現行の一般生命保険料控除（新契約）の控除額

年間の新生命保険料	控除額
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	新生命保険料 × 1/2 + 10,000 万円
40,000 円超 80,000 円以下	新生命保険料 × 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

<実務ポイント>

- 上乗せ措置は「令和 8 年のみ」の暫定措置であり、令和 9 年以後の取扱いについて令和 8 年度以後の税制改正の議論に注意が必要
- 住民税について大綱では触れられていないため、「所得税のみ」の改正と考えられる。
- 合計適用限度額は 12 万円のままで改正がないため、既に全ての生命保険料控除を上限まで適用している場合(一般生命 4 万円 + 介護医療 4 万円 + 個人年金 4 万円 = 12 万円)は、今回の上乗せ措置による恩恵がない。
- 「一時払生命保険」について
  - ・令和 6 年度税制改正大綱で「既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。」と方針が示された。
  - ・令和 7 年度税制改正大綱では、「2 万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外しないこととする」とあり、「令和 8 年」までは引き続き対象となるが、令和 9 年以後の取扱いも令和 8 年度以後の税制改正の議論に注意が必要

#### 4 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充（大綱 P13,28~30）

令和6年限りの措置として対応した上乗せ措置が、令和7年も対象となる。

【関連法規】措法 41

##### 《改正の内容》

###### (1) 住宅ローン控除

###### ① 子育て世帯等に対する借入限度額の拡充

- ・子育て特例対象個人が「認定住宅等の新築等」をして、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合、借入限度額を引上げ

住宅の区分（新築・買取再販）		借入限度額（令和6年・ <u>7年</u> 入居分）	
		右記以外	<u>子育て特例対象個人</u>
<u>認定住宅等</u>	認定長期優良住宅 ・認定低炭素住宅	4,500万円	<u>5,000万円</u>
	ZEH 水準省エネ住宅	3,500万円	<u>4,500万円</u>
	省エネ基準適合住宅	3,000万円	<u>4,000万円</u>
<u>その他の住宅</u>		0円	
		(令和5年末までに新築の建築確認：2,000万円)	

- ・対象者：次のいずれかに該当する個人

<u>子育て特例対象個人</u>	イ 40歳未満で配偶者を有する者	夫婦のいずれかが40歳未満
	ロ 40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者	
	ハ 19歳未満の扶養親族※を有する者	

※扶養親族：同一生計で合計所得金額58万円（年収123万円）以下の親族

<図表> 子育て特例対象個人の範囲

本人	配偶者	19歳未満の扶養親族	
		なし	あり
40歳未満	あり	○	○
40歳以上	あり	40歳未満	
		40歳以上	
(年齢問わず)	なし		

##### <実務ポイント>

- 新築の「その他の住宅」や「中古住宅」は改正の対象外
- 「単身者」や「19歳未満の扶養親族がない40歳以上の夫婦」は対象外

## ② 新築住宅の床面積要件の緩和の延長

- ・床面積を 40 m<sup>2</sup>以上とする緩和措置：1年延長

	現 行	改正案
原 則	50 m <sup>2</sup> 以上	
特 例	40 m <sup>2</sup> 以上	
所得要件	合計所得金額 1,000 万円以下	
家屋の建築確認の時期	令和 6 年 12 月 31 日以前	令和 7 年 12 月 31 日以前

※②の改正は、子育て世帯・若者夫婦世帯以外も対象

<図表> 改正の全体像 ※国交省資料

住宅ローン減税等に係る所要の措置(所得税・個人住民税)																													
住宅ローン減税等について、令和6年度与党税制改正大綱において「①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充」、「②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充」として示された措置を講じる。																													
<b>施策の背景</b>																													
○令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）（抜粋）																													
<p>(1) 子育て支援に関する政策税制</p> <p>…以下の①から③について、「<b>6. 扶養控除等の見直し</b>」と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。</p> <p>① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充</p> <p>子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。</p> <p>また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、<b>新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40m<sup>2</sup>に緩和する。</b></p> <p>② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充</p> <p>既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、<b>子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。</b></p>																													
<p><b>【現行制度の概要(住宅ローン減税)】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除率：0.7%</th> <th colspan="2">&lt;入居年&gt;</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022(R4)年・23(R5)年</th> <th>2024(R6)年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">借入限度額</td> <td>新築住宅再販</td> <td>長期優良住宅・低炭素住宅</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td></td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td></td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>既存住宅</td> <td>長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅 その他の住宅</td> <td></td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床面積要件</td> <td>50m<sup>2</sup>(新築の場合) 2024(R6)年までに建築確認:40m<sup>2</sup> 所得要件:1,000万円)</td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討</b></p>				控除率：0.7%		<入居年>				2022(R4)年・23(R5)年	2024(R6)年	借入限度額	新築住宅再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円	省エネ基準適合住宅		4,000万円	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅 その他の住宅		3,000万円	床面積要件		50m <sup>2</sup> (新築の場合) 2024(R6)年までに建築確認:40m <sup>2</sup> 所得要件:1,000万円)	
控除率：0.7%		<入居年>																											
		2022(R4)年・23(R5)年	2024(R6)年																										
借入限度額	新築住宅再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円																										
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円																										
	省エネ基準適合住宅		4,000万円																										
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅 その他の住宅		3,000万円																									
床面積要件		50m <sup>2</sup> (新築の場合) 2024(R6)年までに建築確認:40m <sup>2</sup> 所得要件:1,000万円)																											

-3-

## (2) 財産住宅貯蓄制度の対象住宅の床面積要件の緩和

- ・上記(1)②の住宅ローン控除の「新築住宅の床面積要件の緩和の延長」を踏まえ、財形住宅貯蓄を非課税で適格に扱い出すための対象住宅の要件も床面積 40 m<sup>2</sup>以上 50 m<sup>2</sup>未満の認定住宅等のうち令和 7 年 12 月 31 日以前（現行：令和 6 年 12 月 31 日以前）に建築確認を受けたものに延長される。

### (3) 東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン控除

- ① 子育て特例対象個人である住宅被災者が「認定住宅等の新築等」をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合、借入限度額を引上げ

住宅の区分	借入限度額（令和6年・7年入居分）	
	右記以外	子育て特例対象個人
認定住宅等	4,500万円	5,000万円
その他の住宅	0円	(令和5年末までに新築の建築確認：4,500万円)

- ② 床面積を 40 m<sup>2</sup>以上とする緩和措置：1年延長

## ＜図表＞ 改正の全体像 ※復興庁



改正概要

- 住宅ローン減税の被災者向け措置のうち、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置について、令和7年も引き続き実施する。

## 改正後の特例の内容

控除率:一律0.9%		<入居年>	
借入限度額	新築・販売住宅	2022(R4)年 2023(R5)年	2024(R6)年
		5,000万円	4,500万円 子育て世帯・ 若者夫婦世帯※ :5,000万円
既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	5,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認:4,500万円)
	その他の住宅		3,000万円
控除期間		新築住宅・販売再版	13年
		既存住宅	10年
所得要件			2,000万円
床面積要件			50㎡ (新築の場合、40㎡(所得要件:1,000万円))

※子育て世帯・若者夫婦世帯：「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」



## 5 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充（大綱 P13,30）

令和6年限りの措置として対応した特例措置が、令和7年も対象となる。

【関連法規】措法第41の19の2,41の19の3

### 《改正の内容》

- ・子育て特例対象個人が所有する居住用の家屋に「子育て対応改修工事」をし、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合、住宅リフォーム税制（住宅特定改修特別税額控除）の適用対象に追加（令和6年の措置と同じ）
- ・税額控除額

#### 【計算式】

$$\text{税額控除額} = \text{子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額※ (250万円を限度)} \times 10\%$$

※標準的な工事費用相当額：子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に  
その子育て対応改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額

- ・対象者：次のいずれかに該当する個人

子育て特例 対象個人	イ 40歳未満で配偶者を有する者	夫婦のいずれかが40歳未満
	ロ 40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者	
	ハ 19歳未満の扶養親族を有する者	

※扶養親族：同一生計で合計所得金額58万円（年収123万円）以下の親族

- ・子育て対応改修工事の範囲

⇒標準的な工事費用相当額（補助金控除後）が50万円超などの要件を満たす次の工事

- |                           |
|---------------------------|
| イ 住宅内における子どもの事故を防止するための工事 |
| ロ 対面式キッチンへの交換工事           |
| ハ 開口部の防犯性を高める工事           |
| ニ 収納設備を増設する工事             |
| ホ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事      |
| ヘ 一定の間取り変更工事              |

### <実務ポイント>

- 「単身者」や「19歳未満の扶養親族がない40歳以上の夫婦」は対象外

## 6 確定拠出年金制度の拡充【年金制度改革】(大綱 P10,11,33,34)

- 勤務先の企業が企業年金を設けているかどうか、企業年金の形態がどうであるかといった違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成ができる環境の整備を進めるため、「iDeCo の拠出限度額」が引き上げられる。
- さらに、豊かな老後生活に向けて、公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案し、「確定拠出年金の拠出限度額」が 7,000 円引き上げられる。

【関連法規】所法 75,確定拠出年金法(企業型年金,個人型年金)

### 《改正の背景》

- 令和 7 年（2025 年）に行われる 5 年に 1 度の「年金制度改革」に向けて、
  - (1) 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ
  - (2) 企業型確定拠出年金のマッチング拠出の制限撤廃
  - (3) iDeCo の加入可能年齢の引上げが確定拠出年金法等の改正で行われる予定である。
- 令和 7 年度税制改正では、これらの見直しが行われた後も、現行の税制上の措置が適用できるように整備される。

<図表> 改正の全体像 ※金融庁資料

### ◆企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置【厚生労働省主担当、金融庁が共同要望】

#### 【現状及び問題点】

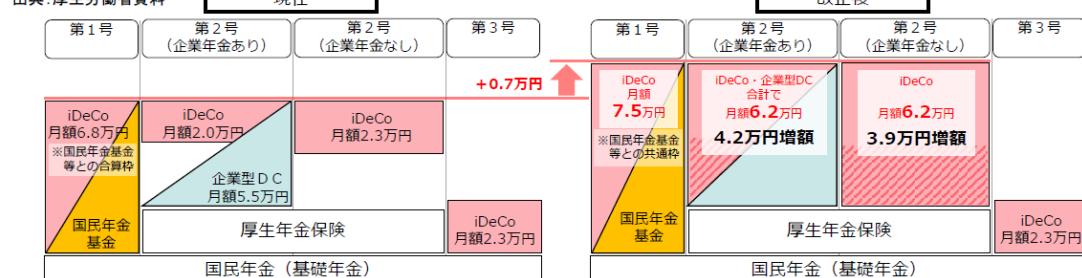
- 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るために制度であるところ、家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、企業年金・個人年金の充実を図る必要性が高まっている。
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)や「新しい資本主義のグランドデザイン」(令和6年6月21日閣議決定)では、**拠出限度額等について2024年内に結論を得る、拠出限度額の引上げ等について大胆な改革を検討し結論を得るなど**とされている。
- 企業年金・個人年金制度の見直しの議論の結果等を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

#### 【大綱の概要】

確定拠出年金法等の改正を前提に、**企業型確定拠出年金(企業型DC)・個人型確定拠出年金(iDeCo)等の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。**

#### 拠出限度額の見直し内容

出典:厚生労働省資料



#### 【その他の見直し内容】

- iDeCoの加入条件について、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない70歳未満までの者を加入可能とし、その拠出限度額については月額6.2万円とする。
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

4

## 《改正の内容》

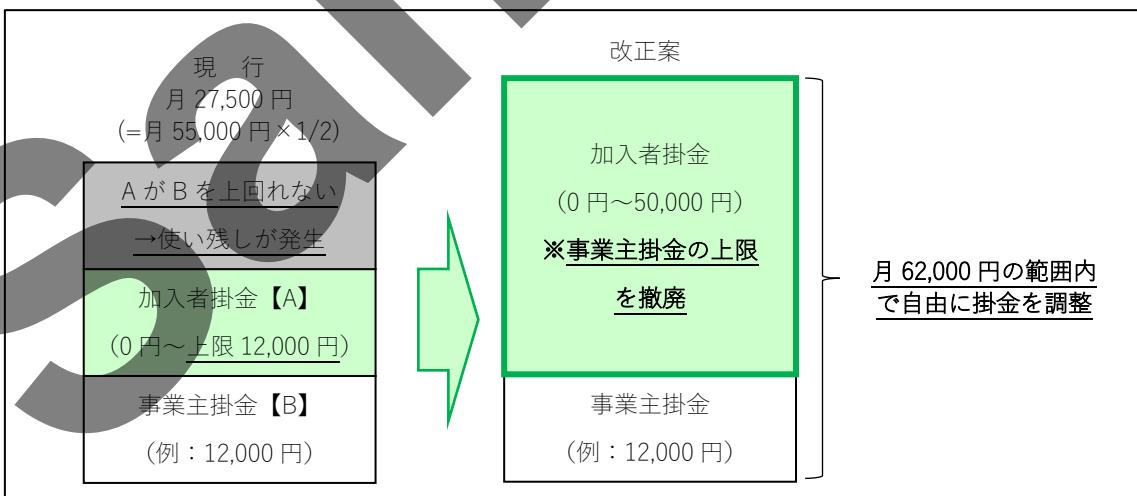
(1) 確定拠出年金の拠出限度額が、次のとおり引き上げられる。

項目	対象者	掛金上限（現行）	掛金上限（改正案）
企業型確定拠出年金 (企業型 DC)	確定給付企業年金 (DB) 加入者	月額 5.5 万円－他の掛金	月額 6.2 万円－他の掛金
	未加入者	月額 5.5 万円	月額 6.2 万円
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	第一号被保険者	月額 6.8 万円	月額 7.5 万円
	企業年金加入者	月額 5.5 万円－他の掛金 月額 2.0 万円が限度	月額 6.2 万円－他の掛金
	企業年金未加入者	月額 2.3 万円	月額 6.2 万円
	第三号被保険者	月額 2.3 万円（改正なし）	
国民年金基金	月額 6.8 万円	月額 7.5 万円	

(2) マッチング拠出の制限撤廃

- ・企業型確定拠出年金のマッチング拠出の制限（事業主掛金の額を上限）が撤廃され、事業主と従業員の双方が自由に掛金を調整可能に

<図表> マッチング拠出



(3) iDeCo の加入可能年齢の引上げ

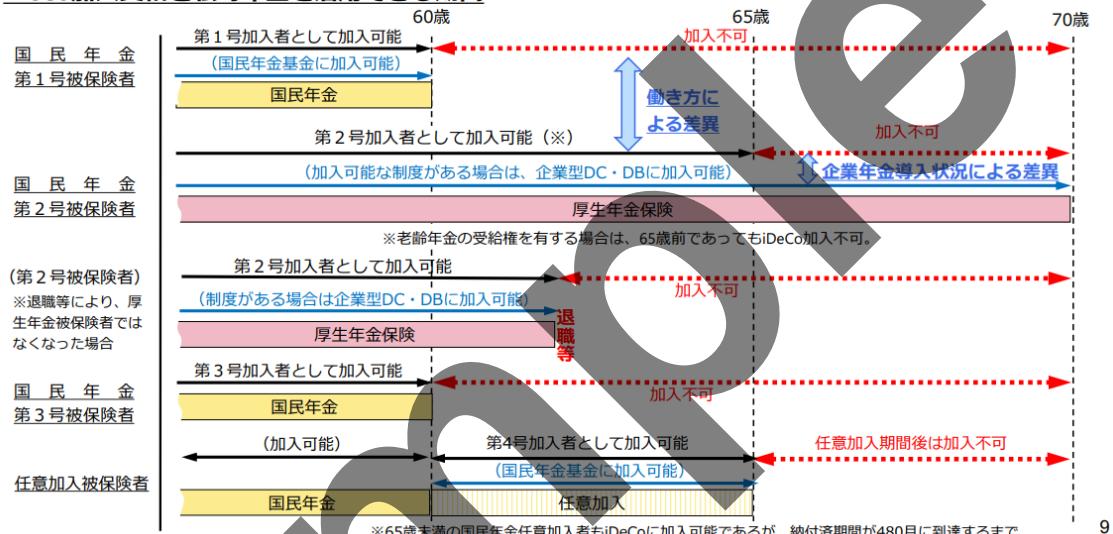
- ・現行制度の加入年齢は「60 歳未満まで」だが、「60 歳以上 70 歳未満」のうち「次の①又は②で老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金の未受給者」を新たに対象に
  - iDeCo の加入者・運用指団者
  - 企業型 DC 等の私的年金の資産を iDeCo に移換する者

<図表> 現行の iDeCo の加入可能年齢 ※厚労省「第 31 回資料 (2024 年 1 月 29 日)」

## 60歳以降における現状の公的年金と私的年金の関係

- 自営業者等の国民年金第 1 号被保険者と会社員や公務員等の国民年金第 2 号被保険者では iDeCo 加入可能年齢が異なるため、60歳以降の働き方によって私的年金を活用できる期間が異なる。
- 会社員や公務員等の国民年金第 2 号被保険者は原則 65 歳以降は iDeCo 加入資格を失うため、65 歳以降の厚生年金被保険者は企業年金の導入状況により、私的年金を活用できる期間が異なる。

### iDeCo 加入資格と私的年金を活用できる期間



9

<図表> iDeCo の加入可能年齢の引上げイメージ ※厚労省「第 37 回資料 (2024 年 11 月 8 日)」

## iDeCo の加入可能年齢・受給開始可能年齢の引上げについて

- 加入可能年齢については、長期的な老後資産の形成を促進し、働き方に中立的であり、かつ加入者にとってシンプルで分かりやすい制度とするため、現在の要件である①国民年金被保険者に加え、公的年金への保険料を納めつつ、上乗せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて引き続き老後の資産形成を継続できるよう、②iDeCoの加入者・運用指図者、③企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者 すなわち 60歳から70歳までの iDeCo を活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者にiDeCoの加入・継続提出を認めるという要件について、どのように考えるか。
- 受給開始可能年齢については、遺産形成ではなく加入自身の老後の生活のために活用するため、iDeCoの受給開始可能年齢の上限は引き続き 75 歳とし、令和 9 年 4 月以降の状況を踏まえて検討することについて、どのように考えるか。

<現状> 国民年金被保険者であって、老齢基礎年金やiDeCoの受給を行っていない者



※受給は60歳～75歳の間

<iDeCoの加入可能年齢の引上げのイメージ>

60歳から70歳までのiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない者を加入・提出可能とすることについてどのように考えるか。

iDeCoを活用した老後の資産形成  
を継続しようとする者



※受給は60歳～75歳の間 (受給開始可能年齢の引上げについては  
令和9年4月以降の状況を踏まえ検討することについてどのように考えるか)

22

### <適用時期>

- ・確定拠出年金法等の改正を前提とするため、改正の時期は未定

### <実務ポイント>

■中小企業でも企業型 DC の導入が進んでおり、導入のメリットとして確定拠出年金の拠出額を増やす目的もあったが、iDeCo の企業年金未加入者も企業型 DC と同額（月額 6.2 万円）の拠出ができるようになった。

※企業型 DC の導入のメリットは社会保険料の標準報酬月額の引き下げ効果もある。

■iDeCo の受取りは 60 歳～75 歳まで選択が可能で、受け取り方も「一時金（退職所得）」と「年金（雑所得 公的年金等）」で選べるが、受け取り方によって課税方法も異なる。

※ただし、一時金として受け取るときは、次の「7 退職所得控除の調整規定の適正化」についても注意が必要。

### ■iDeCo と NISA の選び方のポイント（個人的な見解）

種類	メリット	デメリット	選び方のポイント
iDeCo	掛金全額が所得控除 税引「前」の資金から拠出	60 歳まで引出しができない	老後の資金として積立 収入が多い中年層後半
NISA	運用益が全て非課税 いつでも引出しが可能	税引「後」の資金から拠出	余った資金で柔軟に運用 収入が少ない若年層

#### (参考) 資産所得倍増プラン

- ・岸田政権下で「資産所得倍増プラン」が策定され、次の 7 本の柱が掲げられた。

第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化

第二の柱：加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革

- ① iDeCo の加入可能年齢の引上げ
- ② iDeCo の拠出限度額の引上げと受給開始年齢の引上げ
- ③ iDeCo の手続の簡素化

第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化

第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実

第六の柱：世界に開かれた国際金融センターの実現

第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

- ・第一の柱の「NISA の抜本的拡充や恒久化」は令和 5 年度税制改正で実現（令和 6 年開始）し、第二の柱の「iDeCo 制度の改革」は今回の税制改正で大きく前進したといえる。

## 7 退職所得控除の調整規定の適正化（大綱 P34,35）

定年の引上げ等により会社の退職金の受給年齢が65歳以上になるケースが増加していることを踏まえ、課税の公平性の観点から、一定期間内に複数の退職手当等を受け取る場合の「退職所得控除の調整規定」が適正化される。

【関連法規】所法30,所令70

### 《現行制度の問題点》

- 一定期間内に会社の退職金や老齢一時金を複数回受け取った場合に、その勤続期間が重複するときは、退職所得控除の計算において「重複する勤続期間の退職所得控除相当額」を控除した残額が控除額となる調整規定が適用される。
- この調整対象となる期間は原則として「5年以内」で判定を行うが、確定拠出年金（企業型DCやiDeCo）の老齢一時金を「後」で受け取る場合は、老齢一時金の受給年齢を60歳から75歳まで自由に選択できることから「20年以内」で判定を行う特例が設けられている。
- 一方、確定拠出年金の老齢一時金を「先」に受け取る場合は、この特例の適用がないため、原則どおり5年以内で判定となる。
- 結果、「先」に受け取るか（5年以内で判定）、「後」で受け取る（20年以内で判定）かで、控除額計算に有利不利が生じていた。

<図表> 現行の退職所得控除の調整規定 ※厚労省「第37回資料（2024年11月8日）」

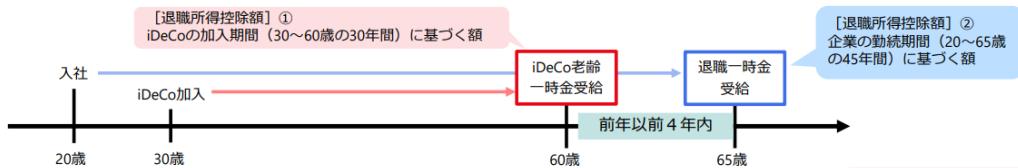
### 退職所得控除の調整規定

- DC（企業型DC・iDeCo）の老齢一時金は税法上「退職手当等」に該当し、退職所得控除が適用される（所得令第72条第7号）。
- 退職手当等の支払を複数受ける場合は、後に支払を受ける退職手当等の退職所得控除を算出するに当たって、過去に支払を受けた退職手当等と重複する期間の年数に基づく退職所得控除額を控除する仕組みとなっている。

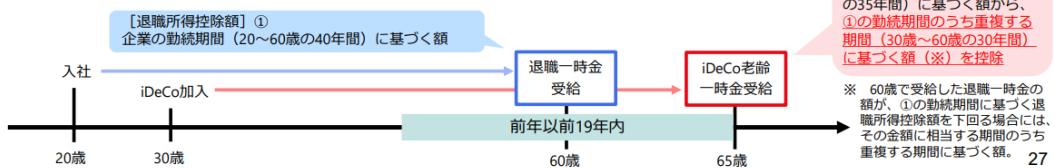
退職一時金（DCの老齢一時金を除く）の退職所得控除額	前年以前 <b>4年内</b> に他の支払者から支払われた退職手当等との重複期間に基づく額を控除した残額
DCの老齢一時金の退職所得控除額	前年以前 <b>19年内</b> （※）に他の支払者から支払われた退職手当等との重複期間に基づく額を控除した残額

※ DCの老齢一時金受給時の調整期間は、制度創設時の平成13年に「14年内」とされ、その後、令和2年法改正により受給開始年齢の上限が75歳に引き上げられたことに伴い、令和4年からは「19年内」となった。

#### ■例1 iDeCoの老齢一時金を60歳で受給した後、企業の退職一時金を65歳で受給するケース



#### ■例2 企業の退職一時金を60歳で受給した後、iDeCoの老齢一時金を65歳で受給するケース



### 《改正の内容》

- 老齢一時金を「先」に受け取る場合も「退職所得控除の計算の特例」の対象とし、「10年以内」で判定するよう見直される。

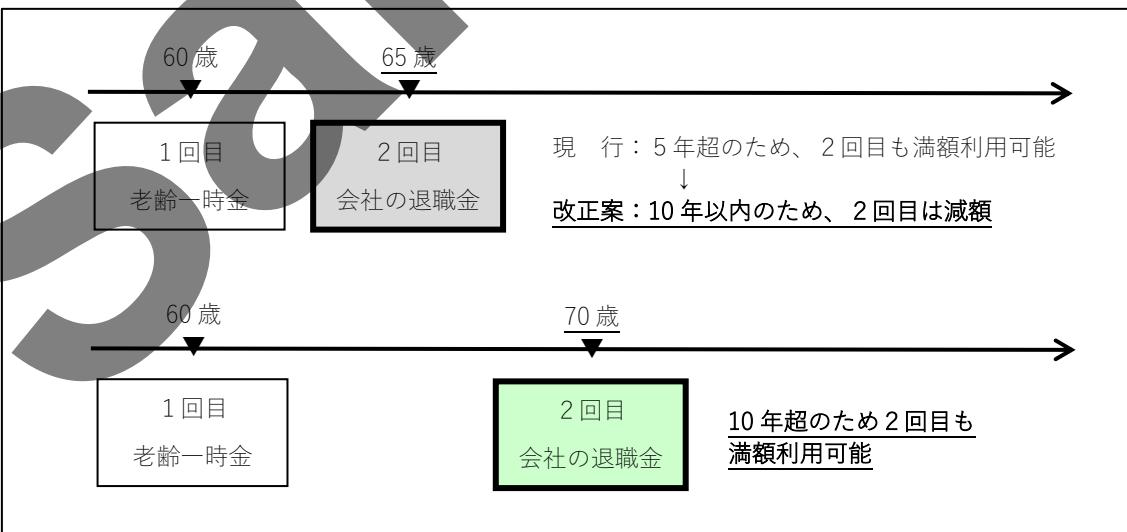
1回目の退職手当	2回目の退職手当	現 行	改正案
会社の退職金	会社の退職金	5年以内（原則）	
老齢一時金	会社の退職金	5年以内（原則）	10年以内（特例）
会社の退職金	老齢一時金	20年以内（特例）	

### <適用時期>

- 令和8年1月1日以後に「老齢一時金」の支払いを受けている場合であって、同日以後に支払いを受けるべき退職手当等について適用  
つまり、令和7年12月31日までに老齢一時金を受け取る場合は5年以内（原則）

### <実務ポイント>

- 会社の退職金、iDeCo、企業年金、小規模企業共済など、複数の退職所得課税がされる仕組みがあった際に、受け取り方によって課税方法が大きく異なることになる。足元の生活資金と課税の有利不利などを踏まえて選択をすることが重要。
- 「60歳」で確定拠出年金の老齢一時金を受け取る場合、会社の退職金について退職所得控除を満額利用できるのは70歳（現行：65歳）に受け取る場合となる。



※実際の判定は年齢ではなく、2回目の受給年の前年以前9年（現行：4年）以内で判定を行うため、暦年ベースでの判定が必要となる。

## 8 退職所得の源泉徴収票の提出対象者の見直し（大綱 P35）

退職所得控除の調整規定（上記 7 参照）や合計所得金額判定の適正執行の観点から、「退職所得の源泉徴収票」の提出対象者が見直され、退職者全員となる。

【関連法規】所法 226②

### 《改正の内容》

- ・令和 8 年 1 月 1 日以後に税務署へ提出すべき退職所得の源泉徴収票から、すべての居住者への支払について一律で提出を義務化（現行：役員のみ）

令和 7 年まで	令和 8 年以後
役員のみ	<u>全員（従業員も）</u>

### <実務ポイント>

■配偶者や扶養親族の「合計所得金額」の計算上、分離課税される退職所得金額を「所得税では含む」が、今回の改正で退職所得の源泉徴収票を全員提出させることで、本来なら扶養から外れているのに含めているケースが税務署側で判定しやすくなると予想される。

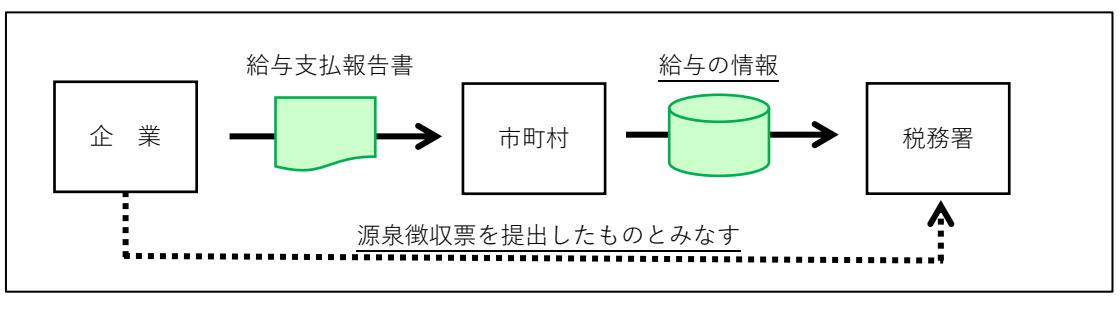
### <図表> 退職所得と合計所得金額

	所得税	住民税
合計所得金額 の範囲	分離課税対象の 退職所得を「含む」 → <u>退職所得の源泉徴収票を従業員も</u> <u>提出させることで判定しやすくなる</u>	分離課税対象の 退職所得を「含まない」 ※扶養控除申告書の「退職手当等を 有する配偶者・扶養親族」の欄で確認

#### (参考) 給与所得の源泉徴収票

・令和 5 年度税制改正により、令和 9 年 1 月 1 日以後に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」から税務署への提出対象者が「ほぼ全員」に拡大（市町村に給与支払報告書を提出する場合は「みなし提出」で税務署への提出は不要に） →給与所得も退職所得も「令和 8 年分」から対象に注意

### <図表> 給与所得の源泉徴収票のみなし提出のイメージ



## 9 法人課税信託の課税の適正化（大綱 P6,34）

スタートアップの人材確保を支援するストックオプション税制について、信託等を利用して本税制の要件を満たさずに同じ税優遇効果を生むスキームに対して、適正化の措置が講じられる。

【関連法規】法2二十九の二(法人課税信託),所法67の3(信託に係る所得の金額の計算)

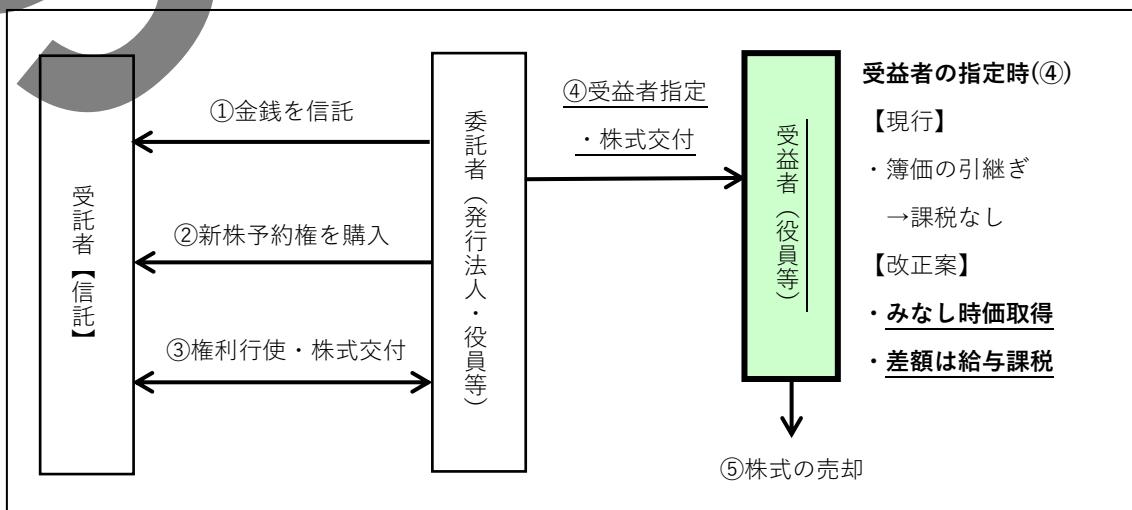
### 《現行制度の問題点》

- もともと「受益者等の存しない信託（法人課税信託）」は「受益者がいない」ため、法人に準じた課税が行われる仕組みである。
- しかし、後から「役員等」を受益者に指定することで、信託財産を「簿価」で引き継ぐことが可能な仕組みになっている（受益者の指定時に課税が行われない）。
- ストックオプションについて信託内で権利行使をし、事後に受益者を指定して株式を交付することで、実質的には役員のインセンティブとして機能させることが可能になっていたため、今回、課税の適正化が取られることになった。

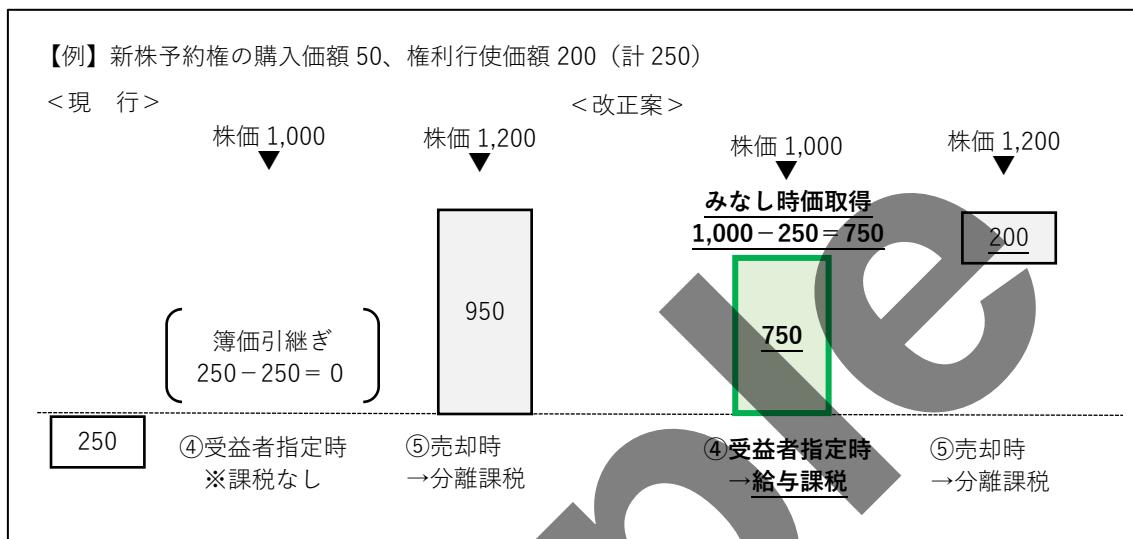
### 《改正の内容》

- (1) 「特定法人課税信託」から「受益者が存する信託」に変わった場合の株式の扱い
- 受益者等の存しない信託である「特定法人課税信託」が、後で受益者等が存在する形（=法人課税信託ではなくなる）となったとき、その信託財産の特定株式については、その「該当しなくなった時点」の時価相当額で受益者が取得したものとみなす（現行：簿価での引継ぎ）。
  - このとき、それまでの帳簿価額分は受益者の所得計算上「総収入金額に算入しない」扱いとする（=含み益相当に給与課税）。

<図表> 法人課税信託の課税の適正化



<図表> 課税イメージ (④・⑤は前ページの図に対応)



## (2) 「特定法人課税信託」の定義

- ・発行会社（役員等が勤める法人）が委託者となり、役員等が後から受益者として指定される見込みのある信託で、その信託財産に「譲渡制限の付いていない株式（=特定株式）」が含まれているものを指す。

### <実務ポイント>

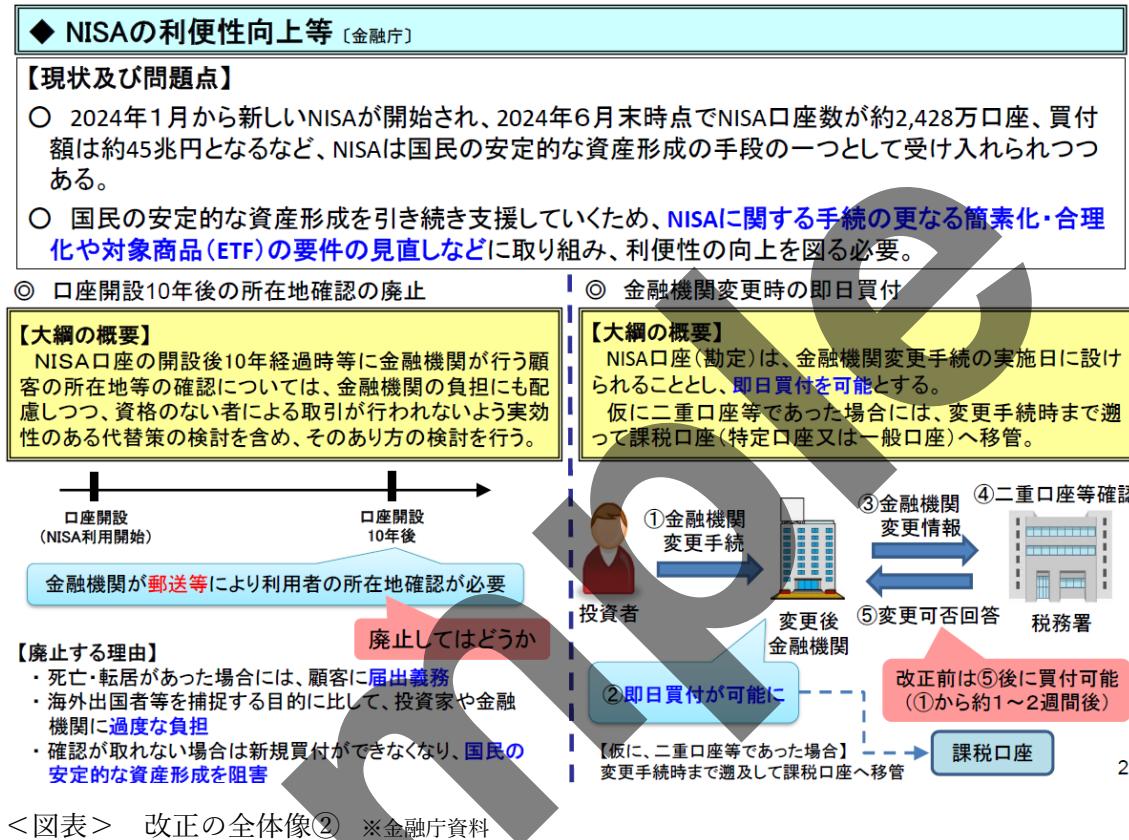
- 信託型ストックオプションの取扱いについて、令和5年に国税庁より権利行使時に給与課税がされる公式見解が発表された。それにより、インセンティブ機能としての活用メリットが薄まっていたことが背景にあると考えられる。
- 「譲渡制限付き株式」は、譲渡制限の解除時点で給与課税されるため除外されている。
- 大綱では「今後同様のスキームが創出された場合にも迅速に対応する。」とあり、今後もこのようなスキームの適正化（節税封じ）が予想される。

## 10 その他の改正

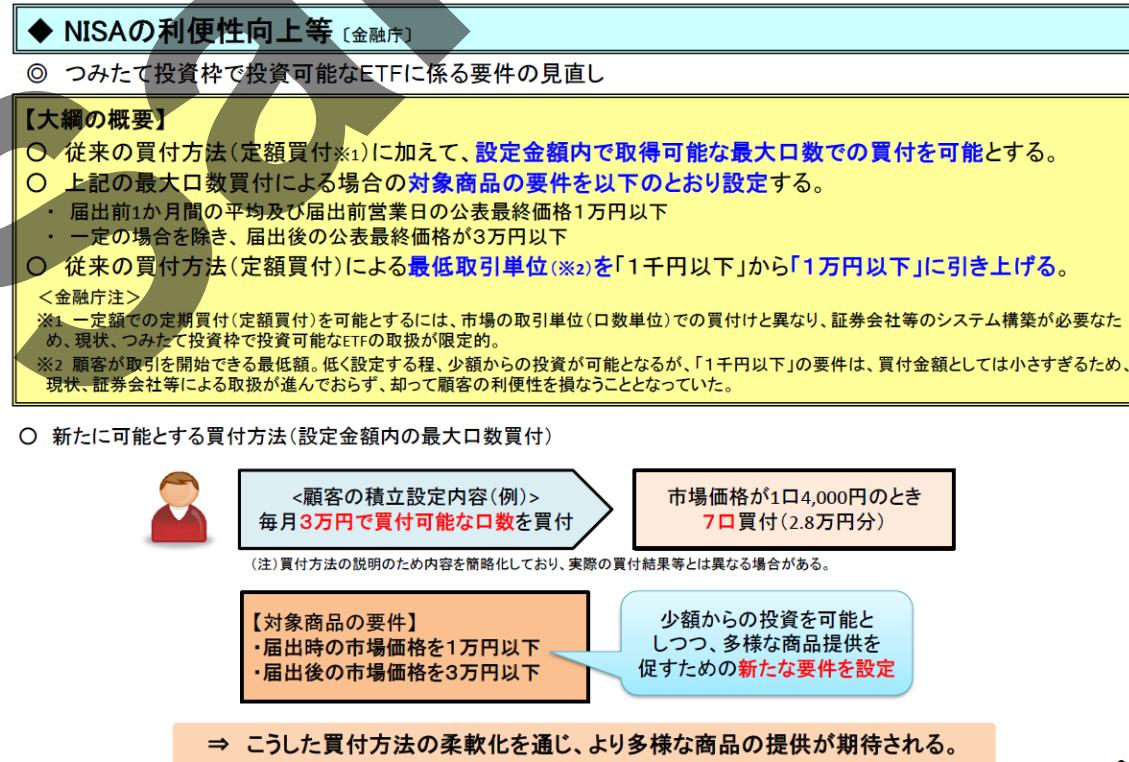
### (1) NISA の利便性向上（大綱 P6,24~28）

- ・NISA のつみたて投資枠について、上場投資信託（ETF）の最小取引単位を1口当たり1万円以下（現行：1,000円以下）に引き上げるなど、投資初心者に適した指数連動型のETFを購入しやすい環境を整備
- ・金融機関変更時の即日買付を可能に（現行：口座開設時のみ）

<図表> 改正の全体像① ※金融庁資料



<図表> 改正の全体像② ※金融庁資料



- (2) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置（大綱 P31,32）
- 申請書の提出があった日から1月以内に国税庁長官の承認をしないことの決定がなされた場合にその承認があったものとみなす特例（「承認特例」）の対象範囲に一定の基金・基本金を追加するなど、見直される。

<図表> 改正の全体像 ※内閣府資料



- (3) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例（経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置）（大綱 P32）

- 適用期限を3年延長

- (4) マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載のための整備（大綱 P34）

- 本人確認の方法について、「署名用電子証明書を送信する方法」に代えて、「カード代替電磁的記録」を送信する方法が可能に

<図表> スマホ搭載のイメージ ※デジタル庁「マイナンバーカード機能のスマホ搭載について」



#### (5) 小規模企業共済掛金控除等の控除証明書（大綱 P35）

- ・紙で確定申告書を提出する場合、次の「控除証明書」の添付又は提示に代えて、控除証明書の「記載事項を記載した明細書」を添付可能に
  - イ 小規模企業共済等掛金控除の証明書
  - ロ 生命保険料控除の証明書
  - ハ 地震保険料控除の証明書
- ・税務署長は、確定申告期限等から5年間、控除証明書の提示又は提出を求めることができるため、5年間保管が必要
- ・令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合に適用

<図表> 小規模企業共済掛金控除等の控除証明書

項目	現 行	改正案
書面申告	控除証明書の添付又は提示	①控除証明書の添付又は提示 ②明細書（控除証明書は5年保管）も可
電子申告		明細書（控除証明書は5年保管）

## (6) 国民健康保険税の改正 (大綱 P38)

### ・基礎課税額等に係る課税限度額

項目		現 行	改正案
医療分	基礎課税額	65 万円	66 万円
	後期高齢者支援金等課税額	24 万円	26 万円
介護納付金課税額		17 万円	
合 計		106 万円	109 万円

### ・国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準

被保険者等の数に乘すべき金額が次のとおり引き上げられる。

項目	現 行	改正案
5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定	29.5 万円	30.5 万円
2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定	54.5 万円	56 万円

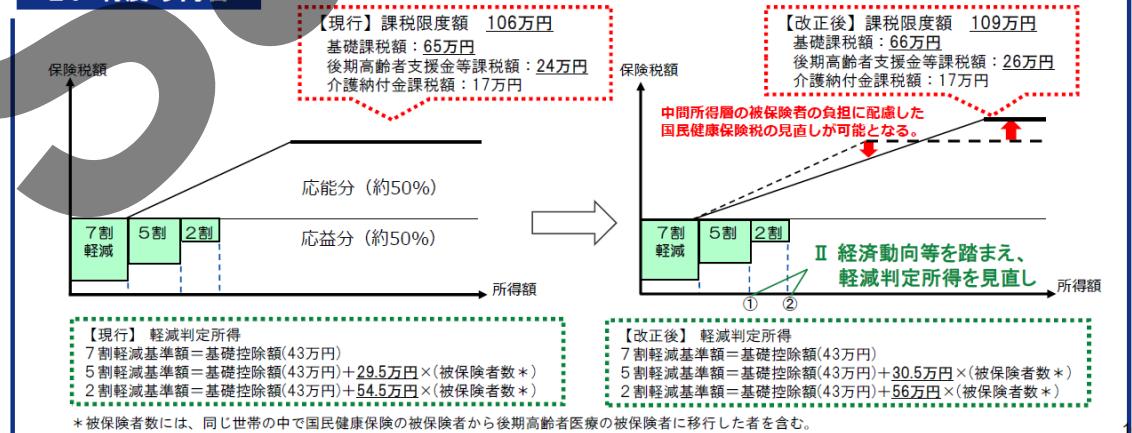
<図表> 改正の全体像 ※厚労省資料

## 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)

### 1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

### 2. 制度の内容



<図表> 最近の国民健康保険税の限度額

年 度	医療分(基礎+後期)	介護納付金課税額	合計 (前年度比)
令和 4 年度	85 万円	17 万円	102 万円
令和 5 年度	87 万円		104 万円 (+ 2 万円)
令和 6 年度	89 万円		106 万円 (+ 2 万円)
令和 7 年度(案)	92 万円		109 万円 (+ 3 万円)

<図表> 国民健康保険税の限度額の推移 ※厚労省「第184回資料(令和6年10月31日)」

#### 国民健康保険料(税)賦課(課税)限度額の推移

	医療分 (計)	基礎賦課 (課税) 額		後期高齢者支援金等賦課 (課税) 額【平成20年度~】		介護納付金課税 (課税) 額【平成12年度~】		合 計		
		引上げ額	引上げ額	引上げ額	引上げ額	引上げ額	引上げ額	引上げ額	引上げ額	
平成12年度		5 3万円	-			7万円	+ 7万円	6 0万円	+ 7万円	
15年度		5 3万円	-			8万円	+ 1万円	6 1万円	+ 1万円	
18年度		5 3万円	-			9万円	+ 1万円	6 2万円	+ 1万円	
19年度		5 6万円	+ 3万円			9万円	-	6 5万円	+ 3万円	
20年度	5 9万円	+ 3万円	4 7万円	▲ 9万円	1 2万円	+ 1 2万円	9万円	-	6 8万円	+ 3万円
21年度	5 9万円	-	4 7万円	-	1 2万円	-	1 0万円	+ 1万円	6 9万円	+ 1万円
22年度	6 3万円	+ 4万円	5 0万円	+ 3万円	1 3万円	+ 1万円	1 0万円	-	7 3万円	+ 4万円
23年度	6 5万円	+ 2万円	5 1万円	+ 1万円	1 4万円	+ 1万円	1 2万円	+ 2万円	7 7万円	+ 4万円
24・25年度	6 5万円		5 1万円	-	1 4万円	-	1 2万円	-	7 7万円	-
26年度	6 7万円	+ 2万円	5 1万円	-	1 6万円	+ 2万円	1 4万円	+ 2万円	8 1万円	+ 4万円
27年度	6 9万円	+ 2万円	5 2万円	+ 1万円	1 7万円	+ 1万円	1 6万円	+ 2万円	8 5万円	+ 4万円
28年度	7 3万円	+ 4万円	5 4万円	+ 2万円	1 9万円	+ 2万円	1 6万円	-	8 9万円	+ 4万円
29年度	7 3万円	-	5 4万円	-	1 9万円	-	1 6万円	-	8 9万円	-
30年度	7 7万円	+ 4万円	5 8万円	+ 4万円	1 9万円	-	1 6万円	-	9 3万円	+ 4万円
令和元年度	8 0万円	+ 3万円	6 1万円	+ 3万円	1 9万円	-	1 6万円	-	9 6万円	+ 3万円
令和2年度	8 2万円	+ 2万円	6 3万円	+ 2万円	1 9万円	-	1 7万円	+ 1万円	9 9万円	+ 3万円
令和3年度	8 2万円	-	6 3万円	-	1 9万円	-	1 7万円	-	9 9万円	-
令和4年度	8 5万円	+ 3万円	6 5万円	+ 2万円	2 0万円	+ 1万円	1 7万円	-	1 0 2万円	+ 3万円
令和5年度	8 7万円	+ 2万円	6 5万円	-	2 2万円	+ 2万円	1 7万円	-	1 0 4万円	+ 2万円
令和6年度	8 9万円	+ 2万円	6 5万円	-	2 4万円	+ 2万円	1 7万円	-	1 0 6万円	+ 2万円

(注1) 平成19年度までは、老健拠出金分が基礎賦課額に含まれていたが、平成20年度以降、老人保健制度が廃止され、後期高齢者支援金等賦課額が新設されている。

(注2) 昭和33年以降平成8年度以前の賦課 (課税) 限度額の改定経緯を見ると、退職者医療制度が創設された昭和59年度に基礎賦課 (課税) 分が7万円引き上げられている以外は、引き上げ幅は最大4万円 (昭和49年度・平成5年度) となっている。 2

## 二 資産税

### 1 結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税非課税措置の延長（大綱 P13,14,39）

現在、「こども未来戦略」の集中取組期間（令和8年度まで）の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にある。このため、特に集中取組期間であることを勘案し、結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税非課税措置の適用期限が2年延長される。

【関連法規】70の2の3

#### 《改正の内容》

- ・適用期限を2年延長

<図表> 改正の全体像 ※こども家庭庁資料

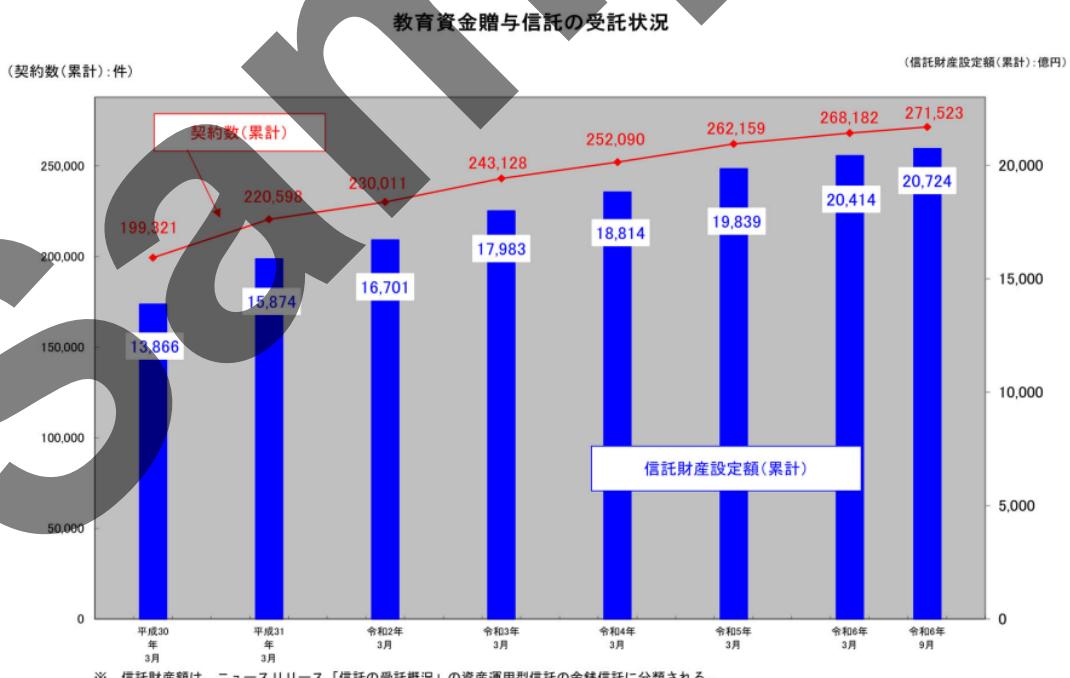
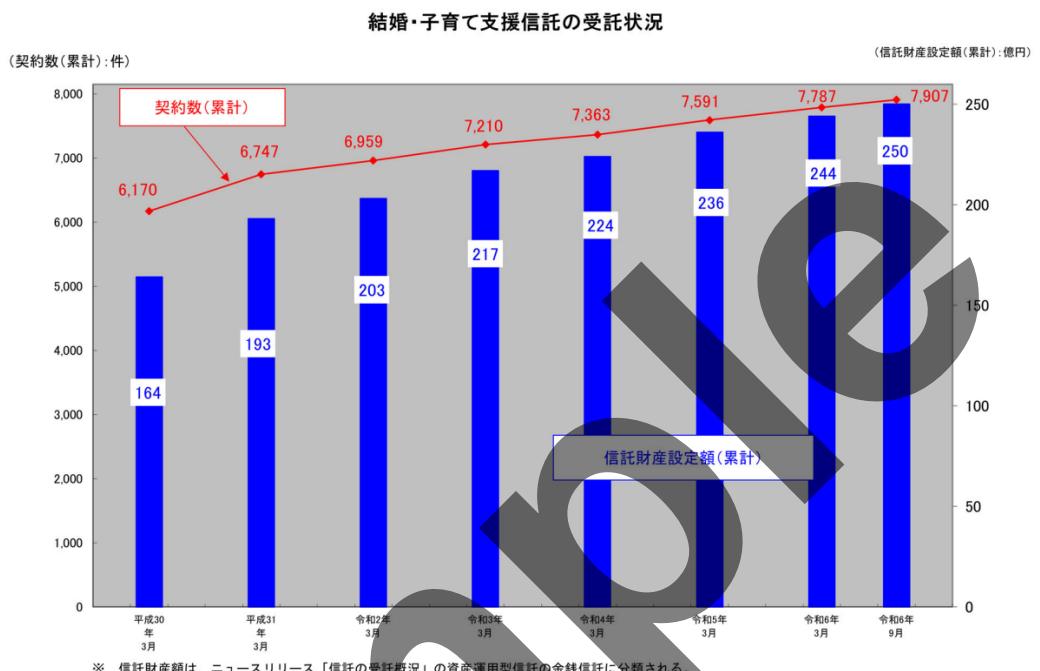


6

#### <実務ポイント>

■大綱では「令和5年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされた後も、利用件数が低迷する等の状況にあり、関係省庁において、子育てを巡る給付と負担のあり方や真に必要な対応策について改めて検討すべきである。」とあるため、次は令和9年度税制改正に注目したい。

<図表> 各信託の件数 ※信託協会「信託の受託概況（令和6年9月末現在）」



令和6年9月末現在の利用実績	結婚・子育て支援信託	教育資金贈与信託
契約数（累計）	7,907 件	271,523 件
信託財産設定額合計（累計）	250 億円	2兆 724 億円

## 2 事業承継税制の要件緩和 (大綱 P9,39)

- 法人版事業承継税制の特例は、令和6年度税制改正で特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで延長されたが、「役員就任要件」により事実上のリミットが令和6年12月31日に迫っていたため、今回の改正で要件が緩和される。
- 個人版事業承継税制における「事業従事要件」も同様。

【関連法規】措置法70の6の8②二ハ（特例事業受贈者）,70の7の5②六ヘ（特例経営承継受贈者）

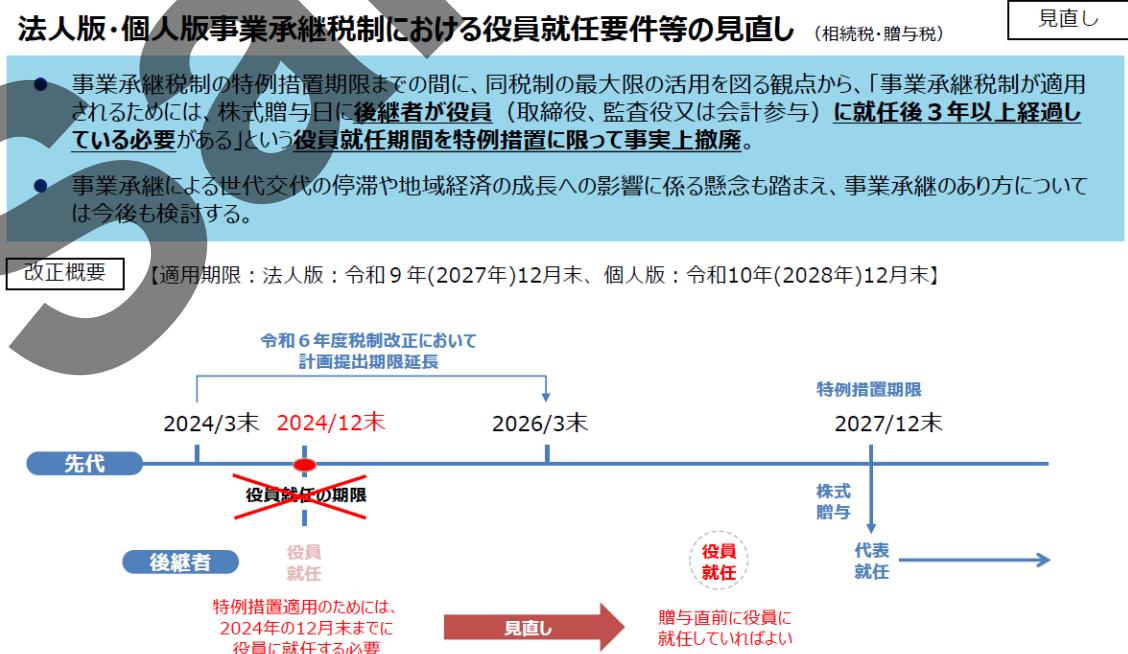
### 《改正の内容》

- 令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について、次の見直しが行われる。

項目	改正案
法人版事業承継税制の特例の 「役員就任要件」	贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上） 対象会社の役員等であることに緩和
個人版事業承継税制の 「事業従事要件」	贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上） 対象事業に従事していたことに緩和

※大綱では今回も「中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための極めて異例の時限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しない。」と明記された。

<図表> 改正の全体像 ※経産省資料



※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

12

<図表> 制度の概要 ※経産省資料

### (参考) 事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。
- 10年間限定（2027年末まで）の時限的な措置として、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合が贈与税・相続税ともに100%となっている。
- 個人版事業承継税制は、10年間限定（2028年末まで）で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。
- 法人版（特例措置）・個人版を活用するためには、2026年3月末までに特例承継計画の申請が必要。

#### 法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能

#### 個人版事業承継税制

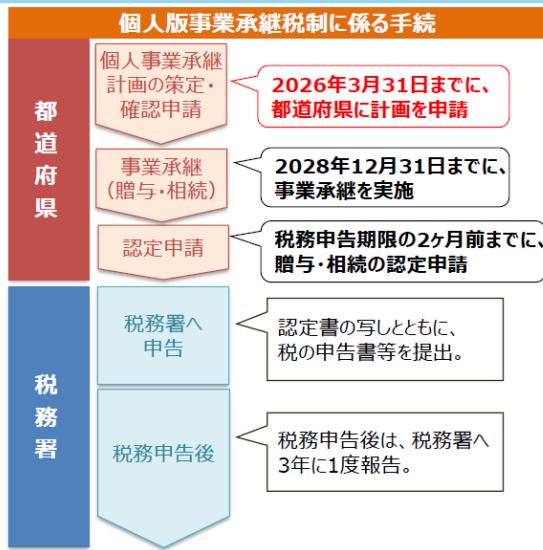
	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400m <sup>2</sup> 、建物は800m <sup>2</sup> まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物（乳牛等、果樹等） ・無形償却資産（特許権等）等
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

13

<図表> 手続の概要 ※経産省資料

### (参考) 事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、2026年3月末までに特例承継計画を申請し、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、2026年3月末までに個人事業承継計画を申請し、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（有効規定あり。）



※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

14

### 3 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置の延長（大綱 P9,41）

賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限が2年延長される。

【関連法規】地方税法附則 15条 44項

#### 《改正の内容》

- ・適用期限が2年延長
- ・中小事業者等が、認定を受けた先端設備等導入計画に記載された、生産・販売活動等の用に直接供される一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準が次のとおり軽減される。

取得時期 計画内容	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日
生産性向上 +賃上げ3%	最初の5年間 価格×1/3	最初の4年間 価格×1/3	最初の5年間 価格×1/4
生産性向上 +賃上げ1.5%			最初の3年間 価格×1/2
生産性向上のみ	最初の3年間 価格×1/2		—

<図表> 改正の全体像 ※経産省資料

#### 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長 [拡充・延長] (固定資産税)

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長とともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- 具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。

#### 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

#### ＜全体のスキーム＞



特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業			
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿つたものであること			
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	
①機械及び装置	160万円以上		投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)	
②測定工具及び検査工具	30万円以上			
③器具備品	30万円以上			
④建物附属設備	60万円以上			
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり →3年間、課税標準を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり →5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。			
適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）			

・中小事業者等の要件

イ	資本金 1 億円以下の法人又は常時使用従業員数 1,000 人以下の個人等
ロ	中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均 3 %以上向上させるものとして認定を受けたもの

・対象設備

種類	最低取得価額要件	投資利益率要件
機械装置	160 万円	年平均の投資利益率が 5 %以上となることが見込まれる投資計画に記載されたもの
測定工具・検査工具	30 万円	
器具備品	30 万円	
建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）	60 万円	※認定経営革新等支援機関が確認

<実務ポイント>

- 後述の中小企業経営強化税制（B 類型）では投資利益率が「7 %以上」に引き上げられたが、固定資産税の特例について特に投資利益率の引上げに関する記載は大綱にない。
- 大綱では賃上げを「従業員に表明」することに関する記載はないが、上記の経済産業省の資料では「賃上げ表明（※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの）」と書かれているため、現行と同様と考えられる。

4 その他の改正

(1) 相続税・贈与税の納税猶予制度（大綱 P39）

- ・農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の「営農困難時貸付け」と山林に係る相続税の納税猶予制度の「特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由」に「介護医療院へ入所したこと」を追加

※介護医療院：要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設

(2) 相続税の物納制度における物納許可限度額等（大綱 P19,49）

- ・納税者の支払能力を的確に勘案した物納制度とするため、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は「納期限等における申請者の平均余命の年数」を上限とする等の見直しが行われる。

(3) 登録免許税の改正 (大綱 P39,40)

- ① 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
  - ・適用期限を3年延長
  - ・軽減税率を0.2%（現行：0.15%）に引上げ
- ② 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置
  - ・適用期限を2年延長

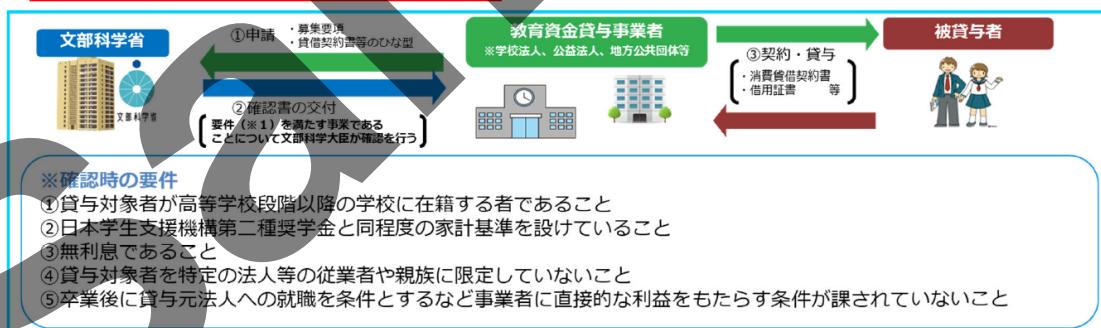
(4) 印紙税の改正 (大綱 P40,50,51)

- ① 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置
  - ・適用期限を3年延長

<図表> 改正の全体像 ※文科省資料

(2) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】

学校法人や公益法人等が実施する、経済的理由により修学困難な学生等に対する無利子の貸与型奨学金等の貸付事業のうち、文部科学省の確認を受けたものについて、**借用証書等に係る印紙税非課税措置の適用期限を3年延長する**（令和10年3月31日まで）。

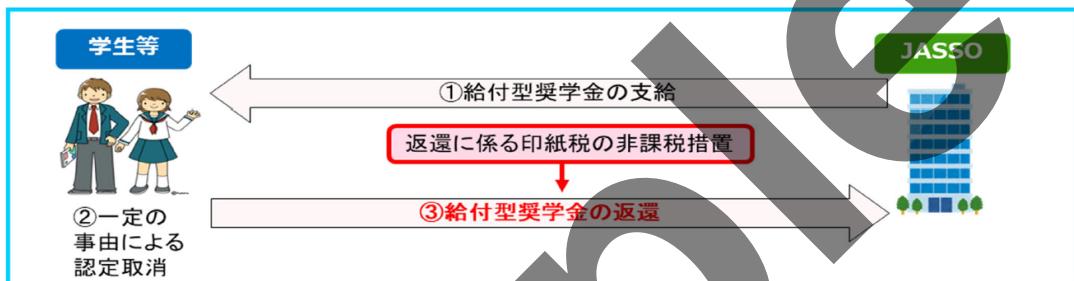


- ② 独立行政法人日本学生支援機構法に基づき独立行政法人日本学生支援機構等が行う学資の支給に係る業務に関する文書で同機構等が作成するもの
  - ・印紙税を非課税に

<図表> 改正の全体像 ※文科省資料

**(1) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の拡充【印紙税】**

(独) 日本学生支援機構が実施する給付型奨学金において、一定の事由に該当し認定を取り消し、支給した奨学金の返還が必要となった場合に作成する返還誓約書に課される印紙税について、貸与型奨学金に係る文書と同様に非課税措置を適用する。



- ③ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置  
・適用期限を令和7年8月31日まで延長

<図表> 改正の全体像 ※厚労省資料

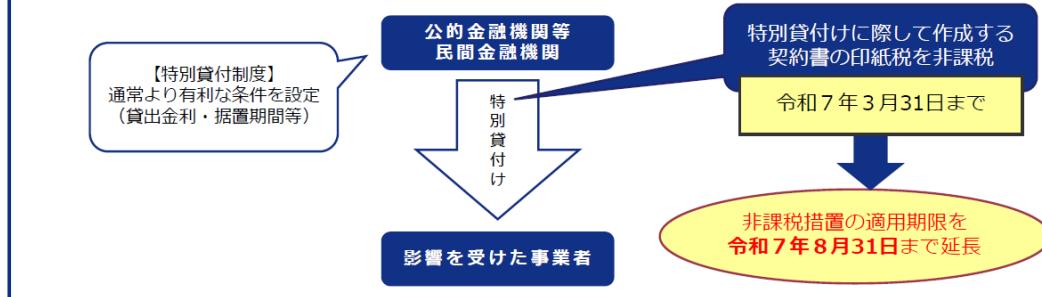
**新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長（印紙税）（財務省、中企庁、農水省、内閣府と共同要望）**

**1. 大綱の概要**

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長する。

**2. 制度の内容**

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、令和7年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税としている。  
※ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第11条
- 依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者が存在することから、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援措置を継続する必要があるため、当該措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長する。



(5) 不動産取得税・固定資産税の改正（大綱 P43,45~47）

- ① 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置
  - ・適用対象に「企業グループ内の法人間で行われる一定の事業の譲受けにより取得した場合」を追加

<図表> 改正の全体像 ※厚労省資料



18

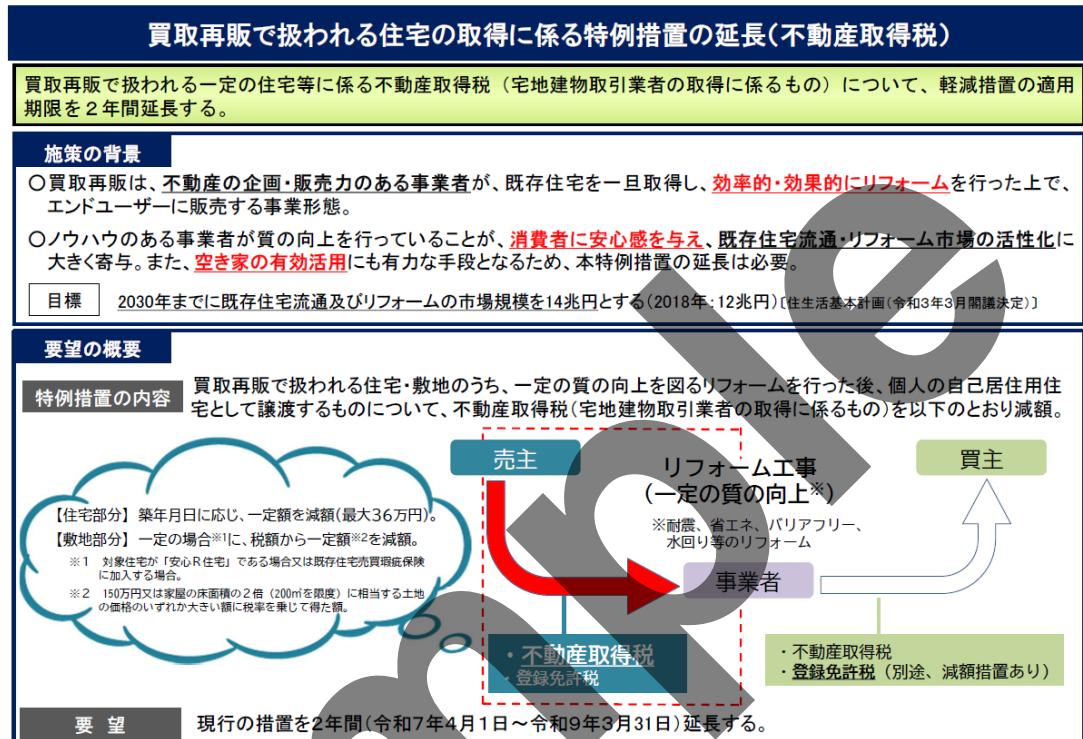
② 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る不動産取得税の特例措置

- ・適用期限を2年延長

③ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制（不動産取得税・固定資産税）

- ・適用期限を2年延長

<図表> 上記(5)②の改正の全体像 ※国交省資料



-6-

<図表> 上記(5)③の改正の全体像 ※厚労省資料



- ④ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置
- ・適用期限を2年延長
  - ・マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、そのマンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合も、その減額措置を適用することができるよう見直し

<図表> 改正の全体像 ※国交省資料



### 三 法人課税

#### 1 防衛特別法人税の創設（大綱 P17,18,96～98）

日本の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」について、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性により検討された結果、今回は法人税とたばこ税が実施される。

法人税	令和8年度から「防衛特別法人税（仮称）」が課される。
所得税	いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討
たばこ税	加熱式たばこについて、紙巻たばことの間の税負担差を解消するため、令和8年から課税方式の適正化

【関連法規】新設

#### 《改正の内容》

- ・名称：防衛特別法人税（仮称）
- ・納稅義務者：各事業年度の所得に対する法人税を課される法人
- ・税額計算： $(\text{基準法人税額} - \text{基礎控除額 } 500 \text{ 万円}) \times 4\% = \text{防衛特別法人税額}$   
※基準法人税額：法人税の計算で通常認められる「所得税額控除、外国税額控除」などを適用しないで算出した法人税額  
※基礎控除額：年500万円の定額控除。通算法人等の場合は、各社の「基準法人税額」の比率で500万円を按分
- ・税額控除：外国税額控除、分配時調整外国税相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除などが認められる。

#### <具体例>

##### 【ケース 1-1】中小法人で所得 2,400 万円

- ①  $800 \text{ 万円} \times \text{特例税率 } 15\% + (2,400 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 23.2\% = 4,912,000 \text{ 円}$
- ② ①<基礎控除額 500 万円
- ③ 防衛特別法人税 0 円

※基礎控除額 500 万円により、所得 2,400 万円程度の中小法人に防衛特別法人税は課税されない。

##### 【ケース 1-2】中小法人で所得 2,500 万円

- ①  $800 \text{ 万円} \times \text{特例税率 } 15\% + (2,500 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 23.2\% = 5,144,000 \text{ 円}$
- ②  $5,144,000 \text{ 円} - \text{基礎控除額 } 500 \text{ 万円} = 144,000 \text{ 円}$
- ③  $144,000 \text{ 円} \times 4\% = 5,760 \text{ 円} \rightarrow \text{防衛特別法人税 } 5,700 \text{ 円} \text{ (百円未満切捨)}$

### 【ケース 1-3】中小法人で所得 1 億円

- ①  $800 \text{ 万円} \times \text{特例税率 } 15\% + (1 \text{ 億円} - 800 \text{ 万円}) \times 23.2\% = 22,544,000 \text{ 円}$
- ②  $22,544,000 \text{ 円} - \text{基礎控除額 } 500 \text{ 万円} = 17,544,000 \text{ 円}$
- ③  $17,544,000 \text{ 円} \times 4\% = 701,760 \text{ 円} \rightarrow \text{防衛特別法人税 } 701,700 \text{ 円 (百円未満切捨)}$

### 【ケース 2-1】大法人で所得 2,100 万円

- ①  $2,100 \text{ 万円} \times 23.2\% = 4,872,000 \text{ 円}$
- ② ① < 基礎控除額 500 万円
- ③ 防衛特別法人税 0 円

※基礎控除額 500 万円により、所得 2,100 万円程度の大法人に防衛特別法人税は課税されない。

### 【ケース 2-2】大法人で所得 2,200 万円

- ①  $2,200 \text{ 万円} \times 23.2\% = 5,104,000 \text{ 円}$
- ②  $5,104,000 \text{ 円} - \text{基礎控除額 } 500 \text{ 万円} = 104,000 \text{ 円}$
- ③  $104,000 \text{ 円} \times 4\% = 4,160 \text{ 円} \rightarrow \text{防衛特別法人税 } 4,100 \text{ 円 (百円未満切捨)}$

### 【ケース 2-3】大法人で所得 1 億円

- ①  $1 \text{ 億円} \times 23.2\% = 23,200,000 \text{ 円}$
- ②  $23,200,000 \text{ 円} - \text{基礎控除額 } 500 \text{ 万円} = 18,200,000 \text{ 円}$
- ③  $18,200,000 \text{ 円} \times 4\% = 728,000 \text{ 円} \rightarrow \text{防衛特別法人税 } 728,000 \text{ 円}$

#### <適用時期等>

- ・令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用
- ・中間申告：令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税事業年度から適用
- ・欠損金の繰戻し還付：法人税で「欠損金の繰戻し還付」が行われた際には、対応して防衛特別法人税分も一定の計算式により還付

#### <実務ポイント>

- 表面的な税率は法人税率(本則) $23.2\% \times 4\% = 0.928\%$
- さらに「試験研究費の税額控除」や「貨上げ促進税制」などの税額控除は適用「後」の法人税額が「基準法人税額」となるため、実際の税率はケースバイケースとなる。
- 税効果会計における「実効税率」の算定をどのように行うか、動向を見守る必要がある。

## 2 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長（大綱 P8,53）

賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、特例税率（15%）の適用期限が2年延長されるとともに、「極めて所得が高い中小企業等」について税率の2%引上げが行われる。

【関連法規】措法42の3の2,法法66

### 《改正の内容》

- ・特例税率（15%）の適用期限を2年延長
- ・「所得の金額が年10億円を超える事業年度」について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される特例税率を17%（現行：15%）に引上げ
- ・特例税率の適用対象法人の範囲からグループ通算制度の適用を受ける「通算法人」を除外（所得800万円以下は本則税率19%に）

<図表> 法人税率

普通法人の区分		現 行	改正案
年800万円以下の部分	中小法人 ・資本金1億円以下 ・大法人の完全子会社など 一定の会社に該当しない	下記以外の法人	15%
		前3年度の所得金額の平均額が15億円以下の法人など	19%
		グループ通算法人	19%
		年所得10億円超の事業年度	17%
		上記以外の普通法人（資本金1億円超など）	23.2%
年800万円超の部分		23.2%	

### <実務ポイント>

- 大綱では、見直しの対象になる「極めて所得が高い中小企業等」の多数は、後述の「中小企業経営強化税制の拡充措置」を活用することができ、「特例税率の見直しを大きく上回るメリットを受けることができる」とも背景にあると説明している。
- また、「特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。」とあるため、2年後の令和9年度税制改正でも利用状況に応じて見直される可能性がある。
- 国税庁の「会社標本調査」によると、調査対象の約288万社のうち資本金1億円以下、かつ、所得10億円超の法人は3,041社（0.1%相当）であり、特例税率が17%になる中小法人はかなり限定的と言える。

<図表> 中小法人の所得分布 ※国税庁「令和4年度分 会社標本調査」より抜粋

(合計)										
資本金階級 所得階級	100万円 以下	100万円 超	200万円 超	500万円 超	1,000万円 超	2,000万円 超	5,000万円 超	1億円 以下計	1億円 超	5億円 超
合計 法人数	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社
利益計上法人										
100万円 以下	78,328	9,960	112,728	48,677	7,055	5,609	937	263,294	126	28
100万円 超	35,657	4,749	59,115	27,916	4,767	3,807	763	136,774	92	15
200万円 ノ	22,827	3,299	40,417	20,427	3,782	3,133	666	94,551	78	5
300万円 ノ	28,646	4,256	53,019	29,856	5,935	5,006	1,126	127,844	152	4
500万円 ノ	22,787	3,330	45,969	30,462	6,748	5,974	1,352	116,622	158	16
800万円 ノ	8,506	1,312	18,344	14,146	3,524	3,129	723	49,684	110	6
1,000万円 ノ	17,159	2,565	39,683	38,815	11,351	10,818	2,800	123,191	399	27
2,000万円 ノ	5,561	907	13,849	18,258	6,556	7,011	2,053	54,195	284	16
3,000万円 ノ	4,258	626	10,261	17,438	7,298	8,959	2,830	51,670	440	35
5,000万円 ノ	2,668	333	6,177	14,781	6,939	10,470	4,236	45,604	783	78
1億円 ノ	1,084	100	2,240	6,973	3,765	7,182	4,118	25,462	986	101
2億円 ノ	492	60	824	3,595	1,839	5,163	4,236	16,209	1,395	211
5億円 ノ	119	11	162	864	410	1,443	1,834	4,843	1,044	202
10億円 ノ	89	6	104	460	179	733	1,470	3,041	1,302	362
計	228,181	31,514	402,892	272,668	70,148	78,437	29,144	1,112,984	7,349	1,106
欠損法人	365,296	54,443	745,810	432,495	72,931	71,825	25,247	1,768,047	2,772	378

<図表> 改正の全体像 ※経産省資料

中小企業者等の法人税率の特例の延長等 (法人税・法人住民税)		延長等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されているところ（※）、資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、<u>適用期限を2年間延長する</u>。</li> </ul>			
※ 単年所得10億円超の中小企業者等の税率については、19%から17%に軽減する。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改正概要</span> 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】       </div>			
○中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。			
○当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減（租税特別措置）。			
対象	本則税率	租特税率	
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし  年800万円超の所得金額  年800万円以下の所得金額 ※所得10億円以下の中小法人の場合  年800万円以下の所得金額 ※所得10億円超の中小法人の場合	23.2%  23.2%  19%  19%	-  -  15%  17%
中小法人 (資本金1億円以下の法人)			

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準（所得基準）は引き続き維持。  
※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

### 3 中小企業投資促進税制の延長（大綱 P8,53,54）

人手不足や物価高騰が続く中、中小企業のさらなる設備投資を促進するため、中小企業投資促進税制が2年延長される。

【関連法規】措法42の6

#### 《改正の内容》

- ・中小企業投資促進税制は、一定の設備投資を行った場合に、税額控除※（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置  
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。
- ・適用期限を2年延長
- ・「みなし大企業」の判定から一定の法人が農地所有適格法人の発行済株式等の1/2超を保有する場合のその株式を除外

<図表> 改正の全体像 ※経産省資料

中小企業投資促進税制の延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）	
延長	
● 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、 <u>一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用</u> を認める措置。 ※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る	
● <u>人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。</u>	

改正概要	【適用期限：令和8年度末（2026年度末）まで】
対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品販賣業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複数して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）・内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外  
※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

#### 4 中小企業経営強化税制の拡充（大綱 P8,54～57）

- ・売上高 100 億円超の中小企業は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であり、こうした企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していくことが鍵となる。
- ・そのため、売上高 100 億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう中小企業経営強化税制（B 類型）が拡充され、対象設備に「建物」が追加される。

【関連法規】措法 42 の 12 の 4

#### 《全体像》

- ・中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。  
※資本金 3,000 万円超の中小企業者等は 7 %
- ・中小企業経営強化税制について次の見直しが行われる。
  - (1) 100 億円を目指す中小企業の拡充措置
  - (2) 既存の特定経営力向上設備等に関する見直し
- ・適用期限を 2 年延長

<図表> 改正の全体像 ※経産省資料

#### 中小企業経営強化税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- **適用期限を 2 年間延長。**（令和 8 年度末(2026年度末)まで）
- 100 億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高 100 億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額**が前年度末と比較して**2.5%以上増加した場合、特別償却 15% 又は税額控除 1%、5.0%以上増加した場合、特別償却 25% 又は税額控除 2%**を適用する。
- 現行措置について、**C 類型は廃止、A 類型及び B 類型は指標の見直し**を行う。

改正概要

【適用期限：令和 8 年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A 類型)	<b>生産性※が旧モデル比平均 1%以上向上する設備</b> ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） (A 類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
収益力強化設備 (B 類型)	<b>投資利益率※が年平均 7%以上の投資計画に係る設備</b> ※ 計算に使用期間は、投資設備の中長の時償却期間に合わせる		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	・ <b>生産等設備を構成するもの</b> ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。
経営資源集約化設備 (D 類型)	<b>修正 ROA または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備</b>	経済産業局	ソフトウェア（70万円以上） (D 類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	・ <b>国内への投資であること</b> ・ <b>中古資産・貸付資産でないこと等</b>
経営規模拡大設備 (B 類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>投資利益率が年平均 7%以上</b></li> <li>● <b>売上高 100 億円超を目指すロードマップの作成</b></li> <li>● <b>売上高成長率年平均 10%以上を目指す</b></li> <li>● <b>前年度売上高 10 億円超 90 億円未満</b></li> <li>● <b>最低投資額 1 億円 OR 前年度売上高 5%以上</b></li> <li>● <b>売上目標 2.5% OR 5.0%以上 等</b></li> </ul> <p>※拡充措置の認定を受けた人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制の少額減税額を適用不可。</p>		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） <b>建物及びその附属設備（1,000万円以上）</b> (生産性向上に係る設備の導入に伴って新増設される建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※ 1 利用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが想込まれる電気の量が占める割合が 2 分の 1 を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※ 2 医療機器等を行う事業者が取得又は製作する器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※ 3 ソフトウェアについては、複数して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用 OS のうちは一定のものなどを除く。

※ 4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産での管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

## 《改正の内容》

### (1) 100億円を目指す中小企業の拡充措置

- ・売上高100億円超を目指す中小企業で

① 年平均の投資利益率が7%以上となる投資計画であること

② 後述の「経営規模拡大要件」に適合すること

につき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（建物も含む。）が特定経営力向上設備等の対象に追加される。

<図表> 対象設備の比較

B類型（既存）	B類型拡充措置※1,2	実務ポイント
機械装置 160万円以上	機械装置 160万円以上	
工具・器具備品 30万円以上	工具・器具備品 30万円以上	
附属設備 60万円以上	建物・附属設備 1,000万円以上	拡充措置では建物が追加され、その建物の附属設備が対象に。それ以外は既存の措置と同様。
ソフトウェア 70万円以上	ソフトウェア 70万円以上	

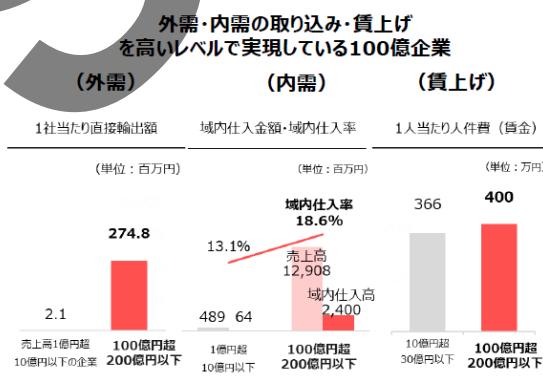
※1 「医療保健業を行う事業者の設備」や「主として電気販売目的の発電設備」は拡充措置の対象外

※2 取得価額合計 60億円までが本制度の対象

<図表> 100億円企業と税制措置の意義　※経産省資料

### （参考）100億企業を目指す中小企業に対する税制措置の意義

- ・ 売上100億円超の中小企業（**100億企業**）は高いレベルで**外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上（イノベーション）**を図り、**賃上げを実現**し、人口減少社会においても、**地域経済の好循環を先導する存在**。経済成長を実現する上で、**各地域に「100億企業」のような成長中小企業を創出**することが重要。
- ・ さらに、**100億企業は中堅企業へのパス**になるが、**現状4,500者程度と推計**され、政策による強力な後押しが必要。
- ・ このため、**100億企業を目指すような成長意欲のある中小企業**がシームレスに成長を目指せる環境整備を行い、更なる100億企業を創出をする。



（出所）総務省・経済産業省「令和3年経済センサス・活動調査」再編加工

<図表> 経営規模拡大要件

項目	内 容	実務ポイント
ロードマップの策定	売上向上のための施策と設備投資時期を示した行程表を作成	具体的な投資スケジュールや目標達成ステップが明示された計画が必要
対象企業	基準事業年度※の売上高が 10 億円超 90 億円未満 ※経営力向上計画の認定を申請する直前事業年度	売上高 10 億円以下は対象外
事業基盤等の整備	売上高 100 億円超を目指すための事業基盤・財務基盤・組織基盤が整っていること	どのように事業基盤等が整っているかを示すか要確認
売上高の成長目標	売上高 100 億円超と年平均 10%以上の売上高成長率を目指す投資計画	「何年間」でを目指すかという要件は大綱では特に定められていない。
売上高の増加への貢献	売上高の増加に貢献する導入予定の設備	売上高の増加に貢献することをどのように示すか要確認
最低投資額	経営力向上計画の認定日から 2 年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が A と B のいずれか高い方の金額以上 A 1 億円 B 基準事業年度の売上高の 5 %	(例) 売上高 20 億円以下：1 億円以上 売上高 40 億円：2 億円以上 売上高 60 億円：3 億円以上 売上高 80 億円：4 億円以上
建物・附属設備の新設・増設	生産性向上に資する設備の導入とあわせて行う建物・附属設備の新設・増設が必要	機械装置のみ購入する計画は不可
給与等支給額の増加	投資計画の計画期間中における給与等の支給額を増加	下記の「拡充措置による優遇措置」の賃上げ率と連動すると考えられる。
その他	他にも売上高 100 億円超を目指すために必要な要件を満たすこと	大綱では不明なため、詳細を要確認

・拡充措置による優遇措置は、次のとおり

優遇措置	B 類型（既存）	B 類型拡充措置		
		その他	建物・附属設備	
			賃上げ 5 %以上	賃上げ 2.5%以上
特別償却	即時償却（100%）		25%	15%
税額控除	7 %（資本金 3,000 万円以下：10%）		2 %	1 %

<実務ポイント>

- B類型の拡充措置の建物・附属設備は2.5%以上の賃上げを前提としているため、2.5%未満の場合は建物・附属設備について特別償却・税額控除が適用できない。
- 拡充措置の機械装置・工具器具備品・ソフトウェアは、既存の措置と同様に賃上げの要件はない。
- 拡充措置は大臣の確認を受けると計画期間中に「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産（30万円未満）の特例」が適用できないため、申請前にメリット・デメリットを踏まえて判断が必要

(2) 既存の特定経営力向上設備等に関する見直し

- ① 既存の制度について、特定経営力向上設備等の要件が次のとおり見直される。

類型	改正の内容
A類型（生産性向上設備）	「旧モデル比1%以上の経営力向上」の評価指標について、「 <u>単位時間当たり生産量</u> 」、「 <u>歩留まり率</u> 」、「 <u>投入コスト削減率</u> 」のいずれかにより評価
B類型（収益力強化設備）	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 →年平均7%以上に引上げ
C類型（デジタル化設備）	<u>対象外</u>
D類型（経営資源集約化設備）	改正なし

- ② 「暗号資産マイニング業の用に供する設備」を除外（現行：主要な事業として暗号資産マイニング業を行う場合等は対象）

<実務ポイント>

- 「C類型（デジタル化設備）」は令和2年度にテレワーク等のために「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」として臨時的に追加された類型だが、その役割を果たしたものとして除外されると考えられる。

(3) その他

- ・食品等事業者がワンストップで中小企業経営強化税制を利用できるよう、食品等流通法の改正を前提に、経営力向上計画の認定があったものとみなされる「持続的供給事業活動計画（仮称）」に記載された経営力向上設備等を本税制の対象に追加
- ・「みなし大企業」の判定から一定の法人が農地所有適格法人の発行済株式等の1/2超を保有する場合のその株式を除外

## 5 中小企業防災・減災投資促進税制の延長（大綱 P67,68）

近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増しているため、中小企業防災・減災投資促進税制の適用期限が2年延長される。

【関連法規】措法 44 の 2

### 《改正の内容》

- ・適用期限を2年延長
  - ・「感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産（サーモグラフィ装置）」を対象資産から除外
- ※サーモグラフィ装置は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて令和3年度税制改正で臨時に追加されたが、その役割を果たしたものとして除外されると考えられる。

<図表> 改正の全体像 ※経産省資料

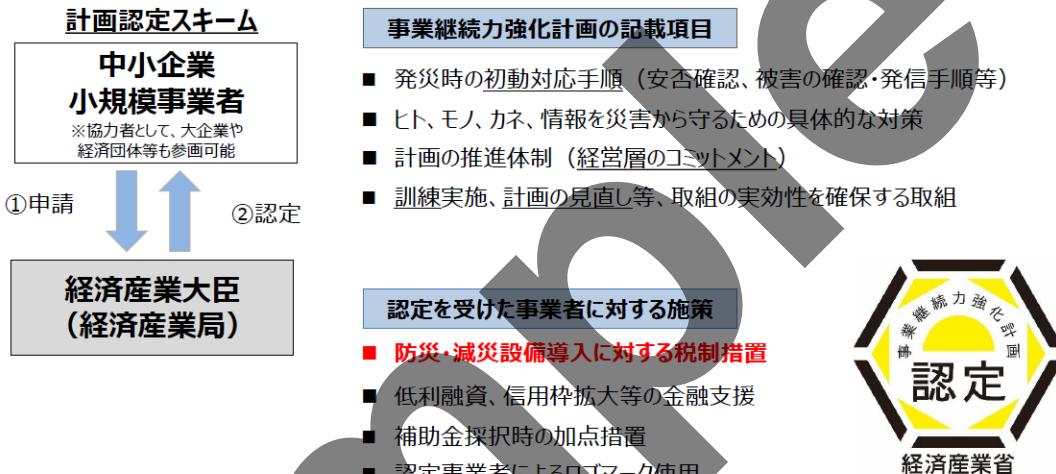
中小企業防災・減災投資促進税制の延長等（所得税・法人税）		延長
改正概要	【適用期限：令和8年度末（2026年度末）まで】	
○適用対象者	：令和9年（2027年）3月31日までに「事業継続力強化計画」（連携計画含む）の認定を受けた中小企業者	
○適用期間	：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。	
○税制措置	：特別償却16%	
○対象設備	：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備	
減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目	
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)	
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備	
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キューピック式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)	

※これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる。

<図表> 事業継続力強化計画 ※経産省資料

### (参考) 事業継続力強化計画制度

- 中小企業等経営強化法に基づき、中小企業の自然災害等への対策を促進するため、簡易なBCPとして中小企業等が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度。
- 認定を受けた事業者は、税制措置のほか、金融支援等の支援策の活用や認定ロゴマークの使用が可能。



18

### 6 地域未来投資促進税制の拡充（大綱 P8,9,57～59）

地域の特性や魅力を生かした地域社会の創出に向け、地域未来投資促進税制については、各地方自治体が設定する重点分野への設備投資を後押しするため、「高成長投資枠」に対する新たな類型の追加等を行われた上で、適用期限が3年延長される。

【関連法規】措法 42 の 11 の 2

#### 《改正の内容》

- ・適用期限を3年延長
- ・次の(1)～(3)の見直しが行われる。

#### (1) 通常枠の特別償却率の引下げ

対象資産	類型	特別償却	税額控除
機械装置 器具備品	通常枠 ※サプライチェーン類型は廃止	35% (現行 40%)	4 %
	上乗せ A 類型・B 類型 ※新類型を追加	50%	5 %
	上乗せ C 類型（中堅企業枠）		6 %
建物、附属設備、構築物		20%	2 %

## (2) 「通常枠」の要件の見直し

- 通常枠（特別償却 35%・税額控除 5%）について、主務大臣の確認要件が見直され、設備投資額・規模に関する要件が厳しくなる。

通常枠	現 行	改正案
要件①	先進性評価委員会により、先進性を有すると認められること（労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上の <u>確認が必要</u> ）	運用上、 <u>確認不要に</u>
要件②	設備投資額 <u>2,000 万円以上</u>	<u>1 億円以上に引上げ</u>
要件③	設備投資額が前年度減価償却費の <u>20%以上</u>	<u>25%以上に引上げ</u>
要件④	売上高の伸び率が 0 を上回り、かつ、過去 5 年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より 5 %以上高いこと	
要件⑤	旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率 4 %以上、かつ、投資収益率 5 %以上	
要件⑥	—	<u>労働生産性の伸び率又は投資収益率の見込みが一定水準以上</u>

## (3) 上乗せ要件の見直し

- 上乗せ要件（特別償却 50%・税額控除 5%）が見直され、「高成長投資枠」に対する新しい類型が追加される。

上乗せ	現 行	改正案
要件①	労働生産性の伸び率 5 %（中小企業者は 4 %）以上、かつ、投資収益率 5 %以上	
要件② ※右の いずれか	A 類型 直近事業年度の付加価値額増加率が 8 %以上	直近事業年度の付加価値額増加率が 8 %以上、かつ、付加価値額の創出見込みが 1 億円以上
	B 類型 直近 2 事業年度の平均付加価値額 50 億円以上、かつ、3 億円以上の付加価値額を創出すること	(改正なし)
	新類型 —	<p><u>次の要件を満たすもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>付加価値額の創出見込みが 1 億円以上</li> <li>自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業</li> <li>設備投資額が 10 億円以上</li> <li>労働生産性の伸び率と投資収益率の見込みが一定水準以上</li> </ul>

<図表> 改正の全体像 ※経産省資料

**地域未来投資促進税制の拡充及び延長** (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靭な産業基盤の構築に向けて、**地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加する。**
- **適用期限を3年間延長し、令和9年度末(2027年度末)までとする。**

改正概要		
【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所 (下線は今回の主な改正箇所)		
対象者	地域経済牽引事業計画 <sup>①</sup> の承認を受けた者	
	通常枠 <sup>②</sup>	特別償却35% 又は税額控除4%
	通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5%以上かつ投資收益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ <b>創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること</b>	特別償却50% 又は税額控除5%
中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%	
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

<地域経済の発展・成長に特に資する分野について>

下記の①～③を満たす産業（※）を自治体が指定  
※日本標準産業分類の中分類ベースで確認・指定（3つまで）  
※要件詳細については調整中

- ① 地域経済への波及効果  
自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること
- ② 当該産業の成長性  
自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること
- ③ 自治体の計画性  
自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

<図表> 改正の背景 ※経産省資料

**(参考) 自治体の特定産業への政策資源の集中を通じた地域の産業基盤の強靭化のイメージ**

- 地方公共団体において、**特定の産業分野に限定した独自の産業振興ビジョンを立て、政策資源を注力したこと**で、関連製品の製造額や関連企業数等の増加につながった事例も多い。
- 強靭な産業基盤の構築に向けて、**地域経済の実情に応じた産業の発展・成長を後押しする必要。**

<富山県：医薬品産業>

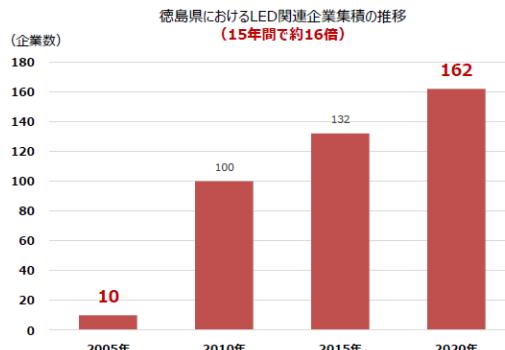
江戸時代中期から続く「薬屋」産業集積（県内工業生産の約17%）を背景に、県内高等教育機関における人材育成や県独自の研究開発強化、情報発信強化によるブランディングを推進。



富山県「くすりの富山県」に基づき経済産業省にて作成  
徳島県LEDパレイ構想推進協議会「徳島県LEDパレイ構想・ワールドステージ行動計画」等を参考に経済産業省にて作成

<徳島県：LED産業>

グローバルで高シェアを有する県内企業の優位性を活用し、2005年に「LEDパレイ構想」を策定。以来、産学官一体での地域ブランド化を推進し、戦略的企業誘致を実現。



6

7

## 7 企業版ふるさと納税制度の延長（大綱 P59～62）

- ・地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促す地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限が3年延長される。
- ・一方、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案も発生していることを踏まえ、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の制度の健全な発展に向けて必要な見直しが行われる。

【関連法規】地方税法附則8の2の2,9の2の2,措法42の12の2

### 《改正の内容》

- ・適用期限を3年延長
- ・不適切事案に対応するため、制度改善策が設けられる。
  - イ 認定地方公共団体が寄附活用事業を適切に実施していることの確認書面の提出義務
  - ロ 寄附活用事業に係る契約等が一定の場合に該当するときは寄附法人名の報告・公表
  - ハ 認定取消しを受けた地方公共団体は2年間の再認定不可

＜図表＞ 改正の全体像 ※内閣府資料

### 2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長

#### 現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に  
対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年  
度から令和6年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、  
法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。
- 令和2年度より、税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっており、  
各税目ごとの控除上限額は以下のとおり。
  - ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
  - ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。  
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
  - ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



#### 要望の背景

- 企業版ふるさと納税は、令和2年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、  
寄附実績が大幅に増加（令和元年度33.8億円→令和5年度470.0億円）するとともに、本税制を活用したことのある  
地方公共団体数も平成28年度～令和5年度までの累計で1,536団体になり、多くの団体において活用されている
- また、企業や地方公共団体から本税制の令和7年度以降の延長を求める声が多数寄せられているところ
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）において、地方と企業のつながりを  
生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金や人材の還流を促進することとしている
- 一方、寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があると認め、認定地域再生計画の取消しを行う事案が生じた  
ため、当該事案及び、実態調査の結果等を踏まえ、必要な改善策について検討

**制度の健全な発展を図りつつ、地方創生2.0の趣旨を踏まえ、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の  
流れの継続を着実なものとすることが必要**

#### 要望結果

**制度改善策（別紙参照）を講じることを前提に、税額控除の特例措置を3年間（令和9年度まで）延長する。**

<図表> 制度改善策と寄附活用事業の実態調査 ※内閣府資料

### (別紙) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善策

#### 制度改善策のポイント

- ◆ 寄附活用事業の実施に当たり、**地方公共団体におけるチェック機能の強化**
  - ☑ 事業の実施に当たり留意すべき事項のチェックリストを導入し、各実施段階でチェックを行う
    - ・事業の各段階において、一定の場合(※1)に、国に提出を求める
    - ・寄附を受領した全団体に対して、実施報告と併せて各会計年度終了後に提出を求める
- (※1) 寄附受領時に寄附活用事業の歳出予算が議決前である場合 等
- ◆ 寄附活用事業の**実施状況の透明化**
  - ☑ 契約手続等において、一定の場合(※2)、国への実施報告を義務付け、寄附法人名を公表(※3)
  - ☑ 寄附活用事業の発注先(※4)を地方公共団体において公表
    - (※2) 寄附法人・関係会社が、競争入札において一者応札で受託した場合 等
    - (※3) 寄附法人が非公表を希望する場合は、地方公共団体において、第三者を含む審議会等により非公表とする理由の確認を行った上で、国へ報告し、国はその理由を公表する
    - (※4) 競争入札・随意契約(ただし少額の場合を除く)に限る
- ◆ 地域再生計画の認定取消しを受けた場合の**再申請に係る欠格期間(2年間)**の創設
- ◆ Q&Aにおいて、寄附法人・関係会社が再委託先となる場合の留意点を明記

#### (参考) 寄附活用事業の実態調査について

<調査方法>	○ 令和5年度に寄附を受領した全1,462 地方公共団体(当該寄附が充当された全5,258事業)が対象: 寄附総額約470億円																																																		
<調査結果>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寄附活用事業の一者応札等による契約先(再委託先含む)又は補助金・負担金等の交付先(交付先からの事業発注先含む)に寄附法人等が含まれていたケースは、全体の<b>約1%</b>であった。</li> <li>○ 寄附法人名を地方公共団体において公表(一部含む)しているケースは、全体の<b>9割以上</b>であった。</li> <li>○ 寄附活用事業の発注先については、全体の<b>約半数</b>が公表(一部含む)していた。</li> <li>○ 寄附金を、寄附活用事業の歳出予算の議決後に受領していたケースは、全体の<b>約9割</b>を占めた。</li> </ul>																																																		
<調査結果の概要>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 寄附活用事業の入札・契約手続の状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寄附活用事業の契約先等に寄附法人等を含むケース: 30/4,228事業 (0.7%)</li> <li>○ 内訳は、競争入札で2事業、公募型プロポーザル方式で6事業、補助金・負担金等で22事業</li> </ul> </li> </ul>																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">全体</th> <th colspan="4">競争入札</th> <th colspan="4">随意契約</th> <th colspan="2">負担金・補助金等</th> <th rowspan="2">契約先等に寄附法人等を含む事業数 計算</th> </tr> <tr> <th>一者応札</th> <th>うち 寄附法人等を含む</th> <th>うち 寄附法人等不含む</th> <th>うち 再委託先に 寄附法人等を含む</th> <th>うち 再委託先に 寄附法人等不含む</th> <th>うち 寄附法人等を含む</th> <th>うち 寄附法人等不含む</th> <th>うち 再委託先に 寄附法人等を含む</th> <th>うち 再委託先に 寄附法人等不含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>4,228 事業</td> <td>844事業 (19.96%)</td> <td>200事業 (4.73%)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2,201 事業 (52.06%)</td> <td>482事業 (11.40%)</td> <td>236事業 (5.58%)</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2,059 事業 (48.70%)</td> <td>22</td> <td>30事業</td> </tr> <tr> <td>契約本数</td> <td>1,146,790 本</td> <td>2,039 本 (0.18%)</td> <td>359本 (0.03%)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>12,724 本 (1.11%)</td> <td>680本 (0.06%)</td> <td>316本 (0.03%)</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>11,320,27 本 (98.71%)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※合意積立てを行った場合など、契約手続等がない1,030事業を除いて集計</small></p>		全体	競争入札				随意契約				負担金・補助金等		契約先等に寄附法人等を含む事業数 計算	一者応札	うち 寄附法人等を含む	うち 寄附法人等不含む	うち 再委託先に 寄附法人等を含む	うち 再委託先に 寄附法人等不含む	うち 寄附法人等を含む	うち 寄附法人等不含む	うち 再委託先に 寄附法人等を含む	うち 再委託先に 寄附法人等不含む	事業数	4,228 事業	844事業 (19.96%)	200事業 (4.73%)	1	1	2,201 事業 (52.06%)	482事業 (11.40%)	236事業 (5.58%)	5	1	2,059 事業 (48.70%)	22	30事業	契約本数	1,146,790 本	2,039 本 (0.18%)	359本 (0.03%)	1	1	12,724 本 (1.11%)	680本 (0.06%)	316本 (0.03%)	5	1	11,320,27 本 (98.71%)	-	-
	全体			競争入札				随意契約				負担金・補助金等			契約先等に寄附法人等を含む事業数 計算																																				
		一者応札	うち 寄附法人等を含む	うち 寄附法人等不含む	うち 再委託先に 寄附法人等を含む	うち 再委託先に 寄附法人等不含む	うち 寄附法人等を含む	うち 寄附法人等不含む	うち 再委託先に 寄附法人等を含む	うち 再委託先に 寄附法人等不含む																																									
事業数	4,228 事業	844事業 (19.96%)	200事業 (4.73%)	1	1	2,201 事業 (52.06%)	482事業 (11.40%)	236事業 (5.58%)	5	1	2,059 事業 (48.70%)	22	30事業																																						
契約本数	1,146,790 本	2,039 本 (0.18%)	359本 (0.03%)	1	1	12,724 本 (1.11%)	680本 (0.06%)	316本 (0.03%)	5	1	11,320,27 本 (98.71%)	-	-																																						
(2) 寄附法人名の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寄附法人名を公表(一部含む)しているケース: 4,807/5,258事業 (91%)</li> </ul>										<table border="1" style="margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>全て公表</td> <td>3,692事業</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>一部公表</td> <td>1,115事業</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>非公表</td> <td>451事業</td> <td>9%</td> </tr> </table>	全て公表	3,692事業	70%	一部公表	1,115事業	21%	非公表	451事業	9%																															
全て公表	3,692事業	70%																																																	
一部公表	1,115事業	21%																																																	
非公表	451事業	9%																																																	
(3) 寄附活用事業の発注先の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>※契約手続等がない1,065事業を除く</li> <li>○ 発注先を公表(一部含む)しているケース: 2,033/4,193事業 (49%)</li> </ul>										<table border="1" style="margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>全て公表</td> <td>1,459事業</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>一部公表</td> <td>574事業</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>非公表</td> <td>2,160事業</td> <td>51%</td> </tr> </table>	全て公表	1,459事業	35%	一部公表	574事業	14%	非公表	2,160事業	51%																															
全て公表	1,459事業	35%																																																	
一部公表	574事業	14%																																																	
非公表	2,160事業	51%																																																	
(4) 寄附金を受領した時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>※物品による寄附140事業を除く</li> <li>○ 寄附活用事業の歳出予算の議決後に寄附金を受領: 4,386/5,118事業 (86%)</li> </ul>										<table border="1" style="margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th> <th>全体</th> <th>議決後</th> <th>議決前</th> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td>5,118 (100%)</td> <td>4,386 (86%)</td> <td>732 (14%)</td> </tr> </table>		全体	議決後	議決前	事業数	5,118 (100%)	4,386 (86%)	732 (14%)																																
	全体	議決後	議決前																																																
事業数	5,118 (100%)	4,386 (86%)	732 (14%)																																																

## 8 非適格合併等に係る調整勘定の金額の算定方法の適正化（大綱 P62）

非適格合併等で資産・負債を移転する際、受け手企業の帳簿には「調整勘定（いわゆるのれんや負ののれんに相当するもの）」が計上される場合があるが、調整勘定の算定方法が不透明な部分があった。これを受け、「調整勘定」の算定方法が明確化される。

【関連法規】法法 62 の 8, 法令 123 の 10, 法規 27 の 16

### 《改正の内容》

#### (1) 調整勘定の算定方法の明確化

法令上、不透明な部分	改正案
適正な資産評定で「のれん」を認識することによって支払対価がゼロであるケースについても、支払対価が時価純資産を超えていないことから、 <u>資産調整勘定の金額の算定ができるか不明確</u> （回避のためにあえて「1円」の支払対価を設定しているケースもある）	一定の資産評定により移転を受ける資産・負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの <u>調整勘定の算定方法を明確</u>

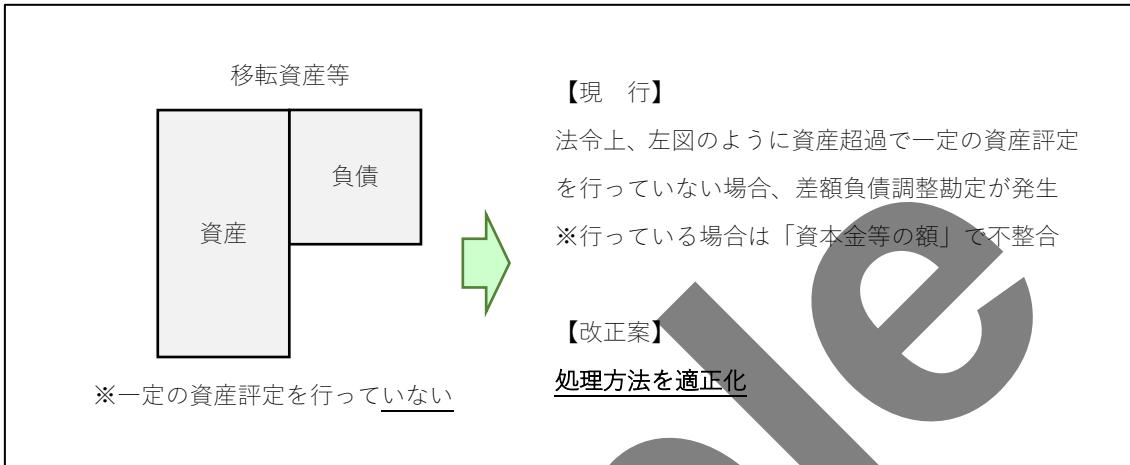
＜図表＞ 移転資産と移転負債の価値が同額の場合



#### (2) 処理方法の適正化

法令上、不整合な部分	改正案
「対価省略型」の非適格合併等によって、資産超過でありかつ一定の資産評定を行っていないときは、増加資本金額が発生せずに「差額負債調整勘定」が計上されるが、資産評定を行っているケースと比較して不整合	いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における <u>処理の方法を適正化</u>

<図表> 対価省略型の非適格合併等の処理方法



<実務ポイント>

- 具体的なルール変更の内容は大綱では明確になっていないため、確認が必要
- 現行の条文は、支払対価が「1円」でもないと時価純資産価額を超えずに、資産調整勘定が認識できないように解釈されてしまう条文であった。

《参考条文》

法人税法第 62 条の 8 (非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等)

内国法人が非適格合併等 (適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割、適格現物出資に該当しない現物出資若しくは事業の譲受けのうち、政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。) により当該非適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人その他政令で定める法人 (以下この条において「被合併法人等」という。) から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該内国法人が当該非適格合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産 (適格合併に該当しない合併にあつては、第 62 条第 1 項 (合併及び分割による資産等の時価による譲渡) に規定する新株等) の価額の合計額 (当該非適格合併等において当該被合併法人等から支出を受けた第 37 条第 7 項 (寄附金の損金不算入) に規定する寄附金の額に相当する金額を含み、当該被合併法人等に対して支出をした同項に規定する寄附金の額に相当する金額を除く。第 3 項において「非適格合併等対価額」という。) が当該移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額 (当該資産 (営業権にあつては、政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。) の取得価額 (第 61 条の 11 第 7 項 (完全支配関係がある法人の間の取引の損益) の規定の適用がある場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の取得価額。以下この項において同じ。) の合計額から当該負債の額 (次項に規定する負債調整勘定の金額を含む。以下この項において同じ。) の合計額を控除した金額をいう。第 3 項において同じ。) を超えるときは、その超える部分の金額 (当該資産の取得価額の合計額が当該負債の額の合計額に満たない場合には、その満たない部分の金額を加算した金額) のうち政令で定める部分の金額は、資産調整勘定の金額とする。

## 9 リース会計基準の変更に伴うリース税制の見直し（大綱 P74,77,80,81）

- 令和6年9月13日に企業会計基準委員会（ASBJ）から「新リース会計基準※」が公表され、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることに伴い、リース税制の見直しが行われる。
- 新リース会計基準では「オペレーティング・リース」の賃貸借処理が廃止されるが、税制上は引き続き「賃貸借」として扱うため、新リース会計基準を適用する場合、税務調整が必要となる。一方、中小企業のように会計上、賃貸借処理を採用する場合、税務調整は不要である。

※企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」

【関連法規】法法63,64の2,法令124,所法65,67の2,所令188,消法16,消令31,32の2,36の2他

### 《借手側の新リース会計基準と税制改正の概要》

#### ○会計基準 借手の処理

区分	現行リース会計基準	新リース会計基準
オペレーティング・リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料を費用として計上</li> <li>貸借対照表にはリース資産およびリース債務を計上しない（オフバランス）</li> </ul>	
ファイナンス・リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>リース資産とリース債務を貸借対照表に計上（オンバランス）</li> <li>リース期間にわたり、減価償却費と支払利息を計上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用権資産とリース負債を貸借対照表に計上（オンバランス）</li> <li>リース期間にわたり、減価償却費と支払利息を計上</li> </ul>

#### ○税制 借手の処理

区分	現 行	改正案
オペレーティング・リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の賃貸借取引</li> <li>外形標準課税の付加価値割の対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の賃貸借取引がベース</li> <li><u>債務確定の考え方</u> ⇒ 改正(1)</li> <li>変わらずに<u>外形標準課税の付加価値割の対象</u> ⇒ 改正(4)</li> </ul>
ファイナンス・リース =税法のリース取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却資産として減価償却</li> <li>所有権移転は通常の償却方法</li> <li>所有権移転外は残価保証額を除く リース期間定額法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却資産として減価償却</li> <li>所有権移転は通常の償却方法</li> <li><u>所有権移転外は残価保証額も含む リース期間定額法</u> ⇒ 改正(3)</li> </ul>

## 《貸手側の新リース会計基準と税制改正の概要》

### ○会計基準 貸手の処理

区分	現行リース会計基準	新リース会計基準
オペレーティング・リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>- リース資産を貸借対照表に計上し、減価償却費を計上</li> <li>- リース料を収益として認識（通常の賃貸）</li> </ul>	
ファイナンス・リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 第1法：リース取引開始日に計上</li> <li>- 第2法：リース料受取時に計上</li> <li>- 第3法：売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 製造・販売を事業とする：第1法</li> <li>- 製造・販売以外を事業とする：第3法</li> <li>- 実質的に「第2法（リース料受取時に計上する方法）」を廃止</li> </ul>

### ○税制 貸手の処理

区分	現行	改正案
オペレーティング・リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 通常の賃貸借取引</li> <li>- リース資産は通常の減価償却</li> <li>- 主要な事業以外は少額資産特例が使えない</li> </ul>	
ファイナンス・リース =税法のリース取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 売買取引</li> <li>- 延払基準の特例あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 売買取引</li> <li>- <u>延払基準を廃止</u> ⇒ 改正(2)</li> </ul>

### 《改正の内容》

- (1) オペレーティング・リース取引の損金算入時期の明確化
- ・対象：オペレーティング・リース取引の「借手」
  - ・改正内容：リース契約に基づき法人が支払う金額のうち、その事業年度において「債務が確定した部分」の金額を、その確定日の属する事業年度の損金に算入する。
  - ・以下の費用は除外
    - イ 売上原価や工事原価に算入すべき費用
    - ロ 固定資産取得価額に含めるべき費用
    - ハ 繰延資産となる費用
- (2) リース譲渡に係る収益・費用の帰属事業年度特例の廃止
- ・対象：ファイナンス・リース取引の「貸手」
  - ・現行制度：リース取引（ファイナンス・リース）における貸手側の処理として、延払基準により収益・費用を繰延で計上できる仕組みがあった。
  - ・改正内容：この特例を廃止し、原則どおり譲渡時点において収益・費用を計上するルールへ統一。消費税も同様。新リース会計基準の第2法廃止に合わせた改正。

・法人税法の経過措置

対象	経過措置
イ 令和7年4月1日より前に行ったリース譲渡で、 令和9年3月31日以前に開始する事業年度分まで	従来の延払基準を選択可（ただし「利息相当額のみの延払」など制限あり）
ロ 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に延払基準の適用をやめた場合	繰延リース利益額を <u>5年均等</u> で収益計上

・消費税法の経過措置

対象	経過措置
イ 令和7年4月1日より前に行ったリース譲渡で、 令和12年3月31日以前に開始する事業年度分まで	従来の延払基準を選択可
ロ 延払基準の適用をやめた場合	賦払金の残金を <u>10年均等</u> で課税認識

(3) 所有権移転外リースの減価償却方法の見直し

- ・対象：ファイナンス・リース取引の「借手」
- ・対象取引：令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約
- ・現行制度：リース期間定額法の計算は、残価保証額を差し引いた金額をベースに定額償却。

$$\text{償却限度額} = \frac{(\text{リース資産の取得価額} - \text{残価保証額})}{\text{リース期間の月数}} \times \text{その事業年度のリース期間の月数}$$

- ・改正内容：リース期間定額法の計算において、リース資産の「残価保証額」を取得価額から控除せず、リース期間満了時に1円（備忘価額）まで償却できるようにする。

$$\text{償却限度額} = \frac{\text{リース資産の取得価額}}{\text{リース期間の月数}} \times \text{その事業年度のリース期間の月数}$$

・経過措置

対象	経過措置
令和9年3月31日までに締結された契約で、 取得価額に残価保証額が含まれるリース資産	令和7年4月1日以後開始事業年度に新しいリース 期間定額法による償却方法が認められる

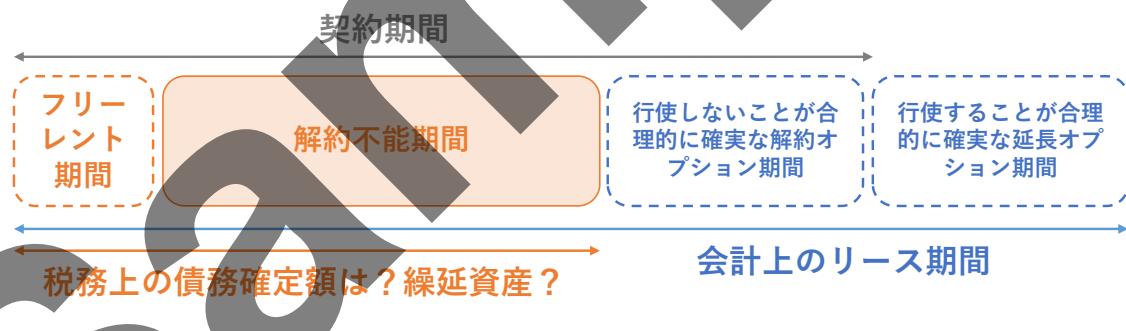
(4) 法人事業税の付加価値割に関する整理

- ・対象：オペレーティング・リース取引の「借手」
- ・対象取引：オペレーティング・リース取引による土地・家屋の賃貸借
- ・措置：事業税の付加価値割を計算する際、法人が契約に基づき支払う金額のうち、法人税の所得計算上「損金の額」に算入される部分については、その算入された事業年度の支払賃借料として扱う。

### <実務ポイント>

- 税制上で「リース取引」の定義は、ファイナンス・リース取引と同義だが、今回は定義自体の改正はないため、税務上は引き続き「オペレーティング・リース」と「ファイナンス・リース」を分けて判断をする。オペレーティング・リースはあくまで賃貸借取引。
- オペレーティング・リース取引が債務確定基準で損金算入がされることによって、節税策として悪用がされないか。(私見だが、その場合には繰延資産として損金算入を繰り延べる整理がされることも想定される)
- 会計と税務で処理が一致しない部分を把握することが重要。少なくとも利息法で減価償却を行うと、通常の賃料よりも費用計上額が多くなるため税務調整が必要と思われる。
- 私見だが、フリーレント期間と解約不能期間は債務確定額と考えて、1年を超えるケースについては、税務上の繰延資産として整理をするのではないかと考える。
- 会計上のリース期間の考え方と税務上のズレが生じる可能性が高いと考えられる。また、税務上の債務確定額・期間の考え方については、通達等で詳細が明らかになると思われるため情報のキャッチアップが必要。

### <図表> リース期間の考え方



## 10 その他の改正

### (1) 再資源化事業等高度化設備の特別償却 (大綱 P63)

- ・再資源化事業等高度化設備について、関連法の施行日から令和10年3月31日までの間に取得等をし、事業供用した場合には、取得価額の35%の特別償却ができる。
- ・対象設備（取得価額要件）

機械装置	2,000万円以上
器具備品	200万円以上

※対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象は20億円を限度

### (2) 医療用機器等の特別償却制度 (大綱 P68)

- ・対象機器の見直しを行った上で、適用期限を2年延長(令和9年3月31日まで)

制 度	特別償却率
① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機械等の特別償却制度	取得価格×15%
② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度	取得価格×8%
③ 500万円以上の高額な医療用機器に係る特別償却制度	取得価格×12%

＜図表＞ 改正の全体像 ※厚労省資料



(3) 通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算の見直し (大綱 P72~74)

- ・グループ通算制度の適用法人による完全子会社の税制適格スピンオフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な「分配資産割合」を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額で算出した場合でも、その計算がスピンオフ実行に間に合うよう見直される。
- ・具体的には、「前期期末時」に投資簿価修正を行ったものとして計算した金額（簿価修正相当額）を分母・分子で加減算して調整する。

<図表> 通算法人とスピンオフ ※日本証券業協会他「令和7年度税制改正に関する要望 説明資料」

**V 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置**

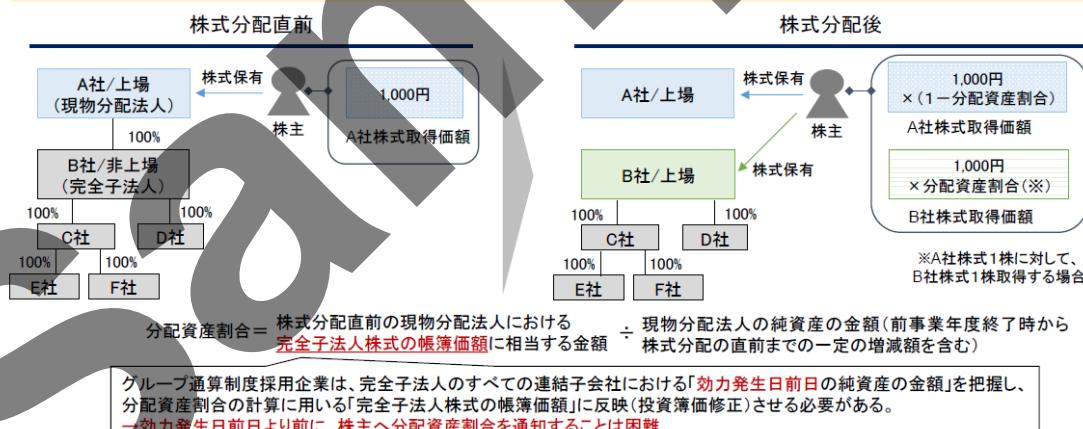
**1. 特定口座等の利便性向上**

**【要望】**

グループ通算制度を採用する株式会社において、スピンオフを実施する場合の株主の税務簿価計算に用いる交付金額等情報の算出方法を見直すこと

現物分配法人が株式分配日までに分配資産割合を算出できないことで、株主及び証券会社は現物分配法人株式及び完全子法人株式の取得価額が分からず、当該株式の譲渡に多大な影響が生じる。

- 当該株式が一般口座で管理される場合、個人株主は確定申告が必要になるほか、分配資産割合の通知前に当該株式を譲渡したときは、修正申告(追加納税)や更正の請求(還付請求)などの税務手続が必要。
- 当該株式が特定口座で管理される場合、証券会社は、個人株主が分配資産割合の通知前に当該株式を譲渡したとき、特定口座内の譲渡損益や源泉徴収金額等の再計算、年間取引所報告書や取引残高報告書等の再作成・再交付が必要。



(4) その他 (大綱 P67)

- ・次の制度は適用期限の到来をもって廃止
  - ① 5G投資促進税制 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却・税額控除制度)
  - ② DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制

## 四 消費課税

### 1 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（大綱 P15,16,77～79）

- (1) 免税制度の不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、「リファンド方式」への見直しが行われる。
- (2) 外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、現行の免税対象物品の範囲や免税販売手続の見直しも行われる。

【関連法規】消法 8

#### 《改正の内容》

- (1) リファンド方式の導入（免税方式の見直し）
- ・出国時に持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金する仕組み（リファンド方式）に見直される。
  - ・具体的には、税関長は確認後、免税店に対し、購入記録情報ごとに「免税販売管理システム（国税庁）」を通じて「税関確認情報」を提供し、その情報をもとに免税店は返金する。
  - ・外国人旅行者は、購入から90日以内に税関の持出し確認を受けなければならぬ。

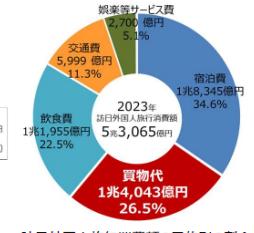
<図表> 改正の全体像 ※国交省資料

#### 外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し（消費税・酒税・地方消費税）

令和6年度税制改正において、外国人旅行者向け免税制度について、不正利用の実態を踏まえて「出国時に税關において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度」へ移行することとされたことを受けて、制度の詳細について結論を得る。

##### 施策の背景

- 外国人旅行者向け免税制度について、持ち出し確認方式への移行に際し、不正対策と併せて旅行者・免税店双方にとって利用しやすい制度へと変更することで、訪日外国人旅行消費額を更に拡大させることが重要である。



##### 要望の概要

- 令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、空港等での混雑防止の確保を前提として、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減を通じた訪日外国人旅行消費額の拡大に向け、以下の項目等を要望する。

要望	現状における課題	効果
消耗品の特殊包装の廃止	特殊包装に時間を要し、免税を受けるための行列も発生。欧州旅客を中心に環境への配慮から包装への理解を得られないケースもある。	免税店の事務負担が緩和されるとともに、免税手続の円滑化により旅行者の満足度も向上。
消耗品の上限額の撤廃	近年、高額な酒類や化粧品等の販売が拡大しているが、消耗品については50万円の上限額が定められており、免税販売ができない。	消費拡大に大きな期待。また、特殊包装の廃止も含め、一般物品との区別も不要となれば、免税店の事務負担も大きく解消。
免税対象となる「通常生活の用に供する物品」かどうかの免税店での判断を不要に	税務リスクを免税店が負っており、追徴課税に至るケースが発生。現場では免税販売を断るケースもあり、顧客とのトラブルも発生。	税務リスクから解放され、積極的な営業活動が可能となり、旅行消費の拡大に貢献。

上記のほか、免税店の事務負担軽減のために購入から税関での持ち出し確認を受けるまでの期限を設けるなど、所要の措置を講ずる。

(2) 免税販売物品の範囲の見直し

項目	改正案
① 同一店舗一日当たりの購入上限額 50 万円	廃止（消費拡大に期待）
② 特殊包装	
③ 一般物品と消耗品の区分	廃止（免税店の事務負担軽減）
④ 免税販売の対象外とされている「通常生活の用に供しないものの要件」	廃止（免税店の税務リスクから解放）
⑤ 金地金等、不正目的で購入されるおそれが高い物品	免税販売の対象外として個別に定める

(3) 免税販売手続の見直し

項目	改正案
① 税抜き 100 万円以上の免税対象物品 (例：高級時計、ブランド品)	すり替え防止のためシリアルナンバー等の情報も国税庁に提供
② 免税店から直接国外へ配送する「配送」の取扱い	引き続き免税可能に
③ 免税店で購入した免税対象物品を別途国外へ配送する「別送」の取扱い	不正利用が多いため廃止

<適用時期>

- ・令和 8 年 11 月 1 日以後に適用
- ・上記(3)③の「別送」の取扱いは不正利用が特に多いため、先行して令和 7 年 3 月 31 日で廃止

<実務ポイント>

- 免税店としては、一度課税売上で処理をした上で、出国時=免税販売成立後に調整処理が必要になると考えられるが、詳細は確認が必要

## 五 国際課税

### 1 グローバル・ミニマム課税への対応（大綱 P14,83～94）

グローバル・ミニマム課税については、日本企業の国際競争力の維持・向上につながるものであり、令和7年度税制改正においても国際合意に則り、「軽課税所得ルール」と「国内ミニマム課税」の法制化が行われる。

【関連法規】新設

#### 《改正の内容》

- ・グローバル・ミニマム課税は所得合算ルール（IIR）、軽課税所得ルール（UTPR）、国内ミニマム課税（QDMTT）の3つの制度からなる。
- ・令和5年度税制改正で「所得合算ルール（IIR）」が導入されたが、今回、残りの「軽課税所得ルール（UTPR）」と「国内ミニマム課税（QDMTT）」も導入される。

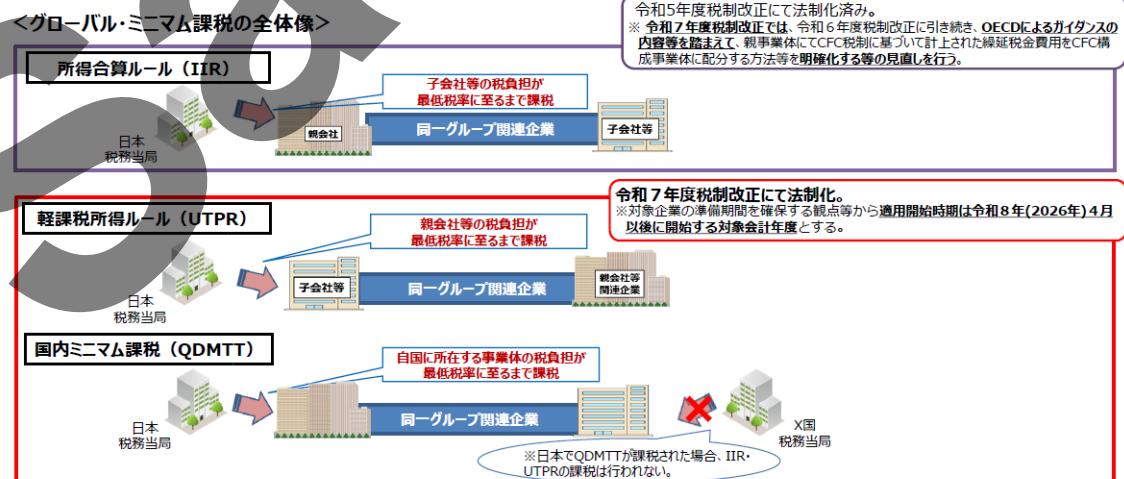
<図表> 改正の全体像 ※経産省資料

#### 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応（法人税・法人住民税・事業税）

その他

- グローバル・ミニマム課税（第2の柱）※について、令和7年度税制改正では、軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）の法制化を行う。適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点等から、いずれも令和8年（2026年）4月以後に開始する対象会計年度とする。あわせて、OECDにより発出されたガイドの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。

※法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的としており、令和5年度税制改正において一部法制化済み。



（資料）財務省資料を基に経産省作成

22

<図表> 改正の背景 ※経産省資料

### (参考) 国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20において、①市場国への新たな課税権の配分等、②グローバル・ミニマム課税について、最終合意が実現。  
※①市場国への新たな課税権の配分等は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国内法の改正によって実施。
- ①は、2023年10月に多数国間条約案が公表。早期署名が目標。
- ②は、最終合意後、各国で国内法制化が進展。我が国では、令和5年度及び令和6年度税制改正にて、一部法制化済み。軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）は令和7年度税制改正にて法制化を行う。

①市場国への新たな課税権配分等	市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する等
①全世界売上高200億ユーロ（約3.2兆円*）超かつ利益率10%超※ ※採掘産業、規制された金融サービス、防衛産業、国内事業中心の企業は除外 ②残余利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、売上に応じて定式的に配分 ③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向 等	
②グローバル・ミニマム課税	一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み
①最低税率は15% ②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円*）以上 ※ 年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業（国別報告事項（CbCR）の提出対象）は866グループ（令和4年7月～令和5年6月実績（令和6年1月国税庁発表）） ③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（導入当初は経過措置あり）等	

\* 1 ユーロ=160円で換算

24

### 2 外国子会社合算税制の見直し（大綱 P14,15,94,95）

「グローバル・ミニマム課税」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、事務負担軽減のための見直しが行われる。

【関連法規】措法 66 の 6～66 の 9

#### 《改正の内容》

##### (1) 合算課税対象金額の算入時期の変更

- ・企業の事務負担を軽減するため、外国関係会社の合算課税対象金額の算入時期が次のとおり見直される。

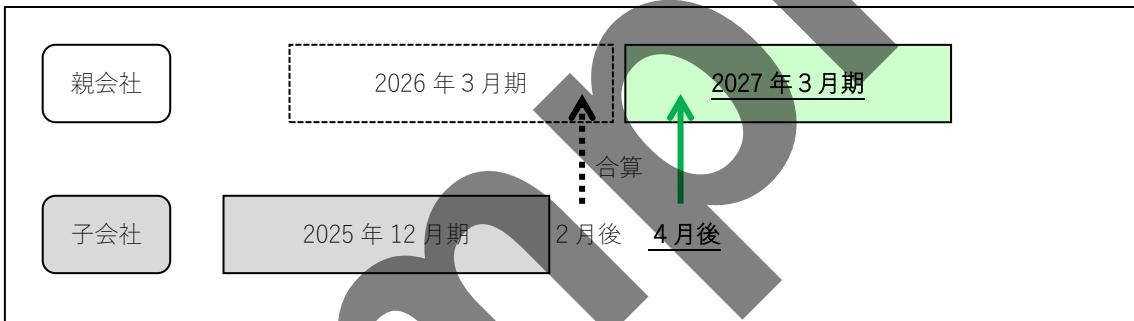
現 行	改正案
外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から <u>2月</u> を経過する日を含む内国法人（親会社） の事業年度に合算	外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から <u>4月</u> を経過する日を含む内国法人（親会社） の事業年度に合算

【ケース 1】日本親会社 3月決算、外国関係会社 12月決算

	現 行	改正案
外国関係会社の <u>2025年12月期</u>	2025年12月31日の 翌日(2026年1月1日)から 2月を経過する日(2026年2月28日) を含む日本親会社の事業年度 →2026年3月期に合算	2025年12月31日の 翌日(2026年1月1日)から 4月を経過する日(2026年4月30日) を含む日本親会社の事業年度 →2027年3月期に合算

→合算年度が1年ずれて時間的余裕が生じる。

<図表> ケース 1 の場合

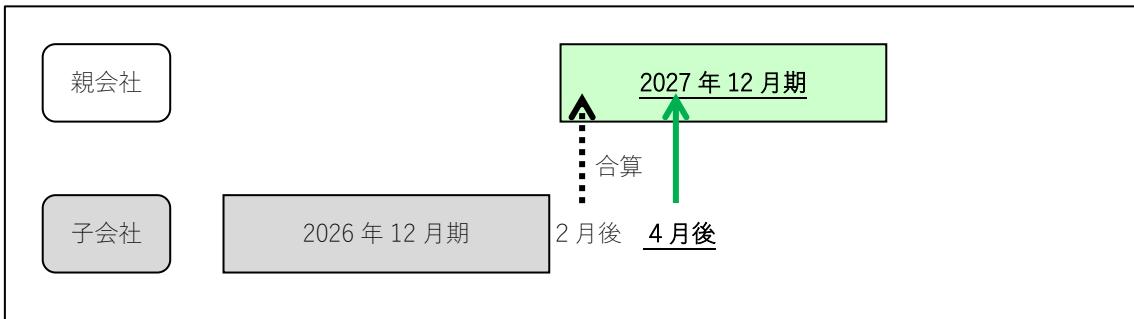


【ケース 2】日本親会社 12月決算、外国関係会社 12月決算

	現 行	改正案
外国関係会社の <u>2026年12月期</u>	2026年12月31日の 翌日(2027年1月1日)から 2月を経過する日(2027年2月28日) を含む親会社の事業年度 →2027年12月期に合算	2026年12月31日の 翌日(2027年1月1日)から 4月を経過する日(2027年4月30日) を含む親会社の事業年度 →2027年12月期に合算

→改正の影響なし（もともと時間的余裕があるため）

<図表> ケース 2 の場合



## (2) 申告書添付書類の範囲の縮小

現 行	改正案
①貸借対照表・損益計算書 ②株主資本等変動計算書・損益金の処分に関する計算書 <u>③貸借対照表・損益計算書に係る勘定科目内訳明細書</u> ④本店所在地国の法人所得税の申告 など	諸外国では作成が義務付けられていない <u>②と③を除外</u>

### <適用時期>

#### ① 原則

- 上記(1)と(2)の改正は、内国法人（親会社）の令和7年(2025年)4月1日「以後」に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（その外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限る。）について適用される。

#### ② 経過措置

- 内国法人（親会社）の令和7年(2025年)4月1日「前」に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（その外国関係会社の令和6年(2024年)12月1日から令和7年(2025年)1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。）について、「外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日」を含む内国法人（親会社）の令和7年(2025年)4月1日「以後」に開始する事業年度において適用可能

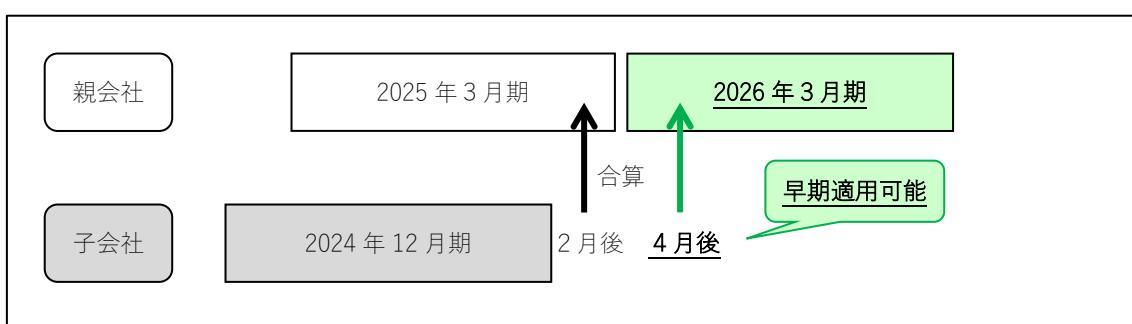
### 【ケース1の適用時期】日本親会社 3月決算、外国関係会社 12月決算

外国関係会社の 2024年12月期(※1)		外国関係会社の 2025年12月期(※2)
現 行	②経過措置(早期適用)	①原則
日本親会社の 2025年3月期に合算	日本親会社の 2026年3月期に合算可能	日本親会社の 2027年3月期に合算

※1：2024年12月1日から2025年1月31日までの間に終了する事業年度（2024年12月期,2025年1月期）

※2：2025年2月1日以後に終了する事業年度（2025年2月期～）

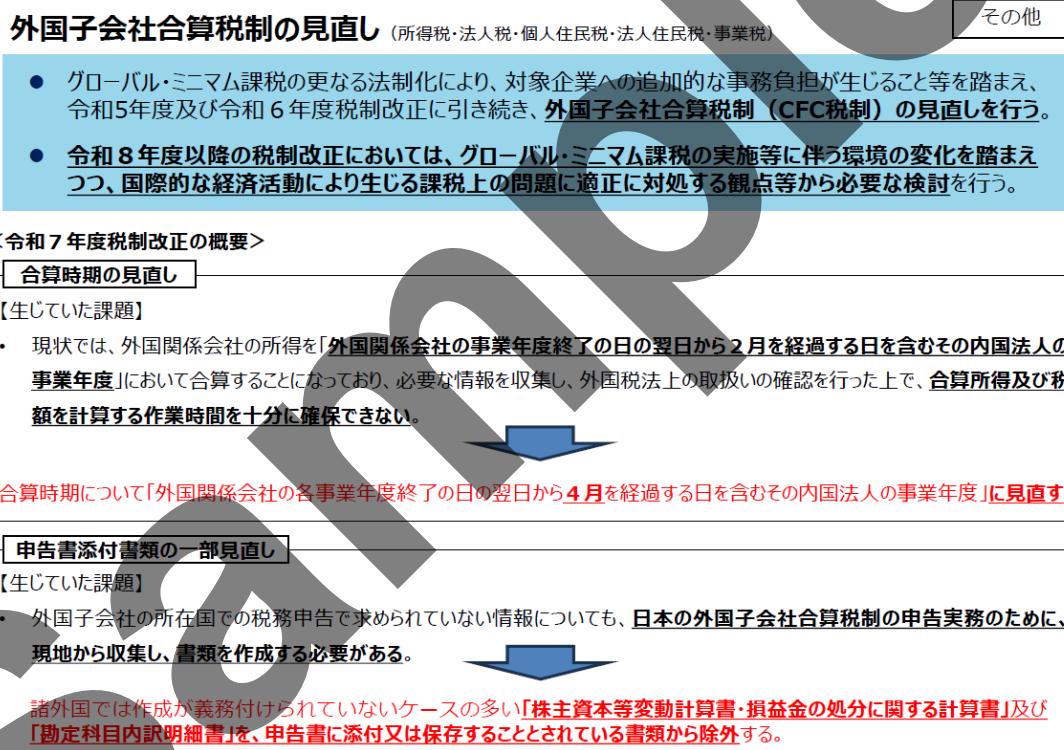
### <図表> ケース1の経過措置



<実務ポイント>

- 上記のとおり、「日本親会社3月決算、外国関係会社12月決算（ケース1）」の組み合わせにとって影響が大きい改正となっている。
- 外国関係会社の「2024年12月期」は、日本親会社が3月決算の場合、「2025年3月期（現行どおり）」又は「2026年3月期（経過措置で早期適用）」を選択できるが、選択する際の具体的な手続を要確認。

<図表> 改正の全体像 ※経産省資料



21

## 六　納税環境整備

### 1　電子帳簿等保存制度の見直し（大綱 P18,100～103）

取引に係るやり取りから会計・税務までのデジタル化に対応する観点から、電子取引データに関連する重加算税の加重を適用しない措置が講じられる。

【関連法規】電子帳簿保存法

#### 《改正の内容》

##### (1) 重加算税の加重措置の対象外

- ・次の要件を満たす電子取引データに関する隠ぺい・仮装行為は、重加算税の10%加重措置の適用対象から除外（事前に届出書の提出が必要）

項目	内 容
改ざん防止の確保	データの送受信・保存を行う際に、訂正・削除の履歴が残る（又は訂正・削除が不能な）システムを使用する。
記帳の適正性確保	金額の訂正・削除を行ったら、その事実を帳簿に記録できる（又は訂正・削除が不能な）システムを使用する。
相互関連性確保	電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認できるようにしておく。

##### (2) 青色申告特別控除

- ・65万円控除の要件に上記(1)のようなシステムを用いる場合が追加される。

現 行	改正案
①優良な電子帳簿の保存 ②電子申告	①優良な電子帳簿の保存 ②電子申告 ③上記(1)のシステムを使用し、一定の要件を満たす場合

#### <適用時期>

- ・重加算税関連：令和9年1月1日以後に期限が到来する国税から適用
- ・青色申告特別控除の要件緩和：令和9年分以後の所得税から適用

#### <実務ポイント>

- 10%加重措置を回避するための措置であり、実務的な影響はほとんどないと考える。
- 65万円控除も電子申告で要件を満たすので、現実的なメリットはないと考えられる。

## 2 その他の改正

### (1) 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付 (大綱 P102,103)

- ・次の税目の納税通知書等について、eLTAX を経由して電子的に「副本」が送付できるよう措置される。

対象税目	通知の範囲	適用時期
・固定資産税	・納税通知書	
・都市計画税	・課税明細書	
・自動車税種別割	・更正決定通知書	
・軽自動車税種別割	・税額変更通知書	法人：令和 9 年 4 月 1 日以後 個人：令和 10 年 4 月 1 日以後

### (2) e-Tax の利便性の向上 (大綱 P103,104)

- ・e-Tax の入力送信方式に対応していない「申請書面等」や「添付書面等」の提出は、スキヤナによる読み取り等により作成した「イメージデータ」の送信で行うことができるが、e-Tax の利便性向上のため、次のとおり見直される。

項目	現 行	改正案
読み取り要件	カラー ※赤色・緑色・青色が 256 階調以上	グレースケールも可 ※白から黒色までが 256 階調以上
ファイル形式	PDF 形式	JPEG (JPG) 形式も可 ※令和 10 年 1 月 1 日以後

## 七 次年度以降に検討する事項

### 1 在職老齢年金制度の見直しに伴う控除上限【年金制度改革】(大綱 P11,12)

#### 《改正の背景》

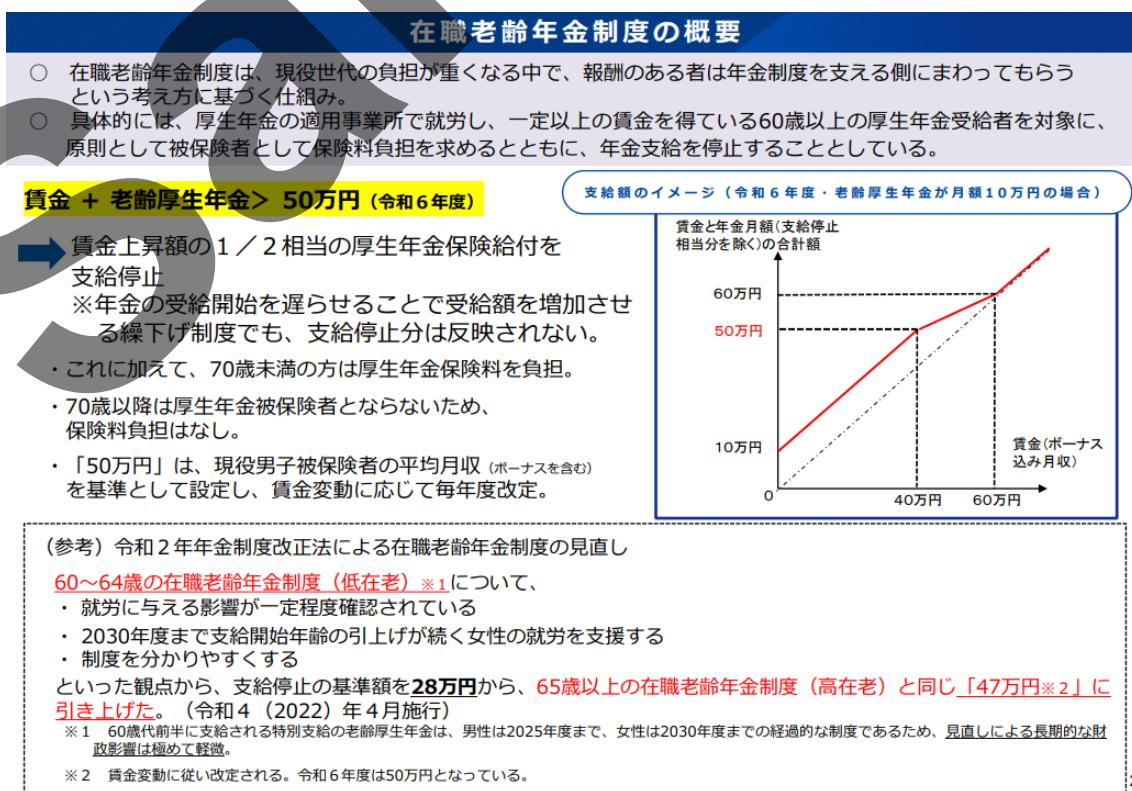
- ・年金課税については、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも「給与収入のみの者」と「給与収入と公的年金等を有する者」の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がなされてきた。
- ・年金制度改革の中で在職老齢年金制度の見直しが検討されているが、「在職老齢年金支給停止調整額の引上げ」が行われると、給与収入を得つより多くの年金を受け取る者が増えることが想定され、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化する。

#### 《改正の内容(検討段階)》

- ・在職老齢年金制度の見直しが行われた場合に、「公的年金収入が増加する者」にはその年金収入の増加とあわせて手取りが減少しない範囲で、また、「見直しによって年金収入に変化がない者」については影響が生じない形で、税負担額の調整を行うこととされた。

改正案	今後の予定
給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を 280 万円に	令和 8 年度税制改正で法制化

<図表> 在職老齢年金制度の概要 ※厚労省「第 21 回資料 (2024 年 11 月 25 日)」



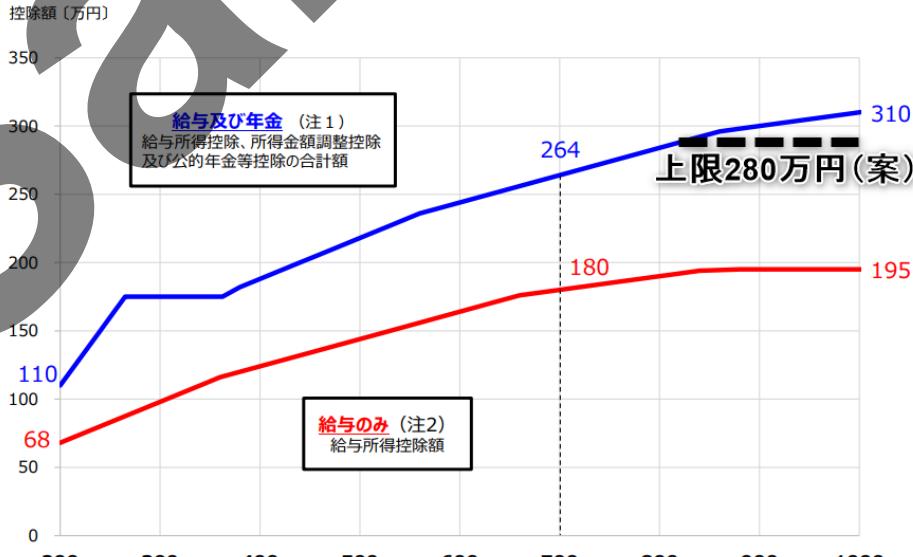
<図表> 在職老齢年金制度の見直しの方向性 ※厚労省「第21回資料（2024年11月25日）」

在職老齢年金制度の見直しの方向性			
	現行制度・基準額の考え方	支給停止対象者数	支給停止額
	<ul style="list-style-type: none"> <li>在職老齢年金制度が高齢者の就業意欲を削ぎ、さらなる労働参加を妨げている例も存在していることを踏まえ、高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業を抑制しない、働き方に中立的な仕組みとする観点から、在職老齢年金制度の見直しを検討することとしてはどうか。</li> <li>在職老齢年金制度を撤廃した場合は将来世代の給付水準が低下するため、現行制度を維持すべきといった意見もある。このため、在職老齢年金制度を撤廃する案に加え、基準額を引上げる案を検討することとしてはどうか。</li> </ul>	約50万人 (在職受給権者の約16%)	約4,500億円
案1	在職老齢年金制度の撤廃 考え方：保険料を拠出された方に対し、それに見合う給付を行う年金制度の原則を重視。	—	—
案2	支給停止の基準額を <b>71万円</b> に引上げ 考え方：同一企業における勤続年数の長い労働者が、現役期に近い働き方を続けた場合の賃金※1に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入※2を得ても支給停止とならないように基準額を見直す。	約23万人 (在職受給権者の約7%)	約1600億円
案3	支給停止の基準額を <b>62万円</b> に引上げ 考え方：近年の60歳代高齢者の平均賃金の上昇傾向を踏まえ、平均的な収入を得る50歳代の労働者が、60歳代で賃金の低下を経ることなく働き続けた場合の賃金※3に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入を得ても支給停止とならないように基準額を見直す。	約30万人 (在職受給権者の約10%)	約2900億円

※1 61.7万円：勤続年数25年以上の一般労働者のボーナス含む賃金月額 58.3万円。（厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」をもとに作成）に2022年度から2024年度までの現行の支給停止の基準額の改定に用いた名目賃金変動率（以下「名目賃金変動率」という）を反映。  
 ※2 9.7万円：厚生年金加入期間25年以上の者の報酬比例部分の年金額 9.1万円（年金局調べ（令和4年度未満））に2022年度から2024年度までの名目賃金変動率を反映。  
 ※3 52万円：50歳代の一般労働者のボーナス含む賃金月額 49.1万円（厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」をもとに作成）に2022年度から2024年度までの名目賃金変動率を反映。

<図表> 控除額のイメージ ※政府税調「説明資料（令和6年11月15日）」に一部加筆

### 年金・給与双方の収入がある場合と給与収入のみの場合の概算控除額の違い



(注1) 公的年金等収入が200万円ある65歳以上の者で、給与収入が0～800万円の間で推移した場合の概算控除額  
 (注2) 給与収入が200～1000万円の間で推移した場合の概算控除額

年収(万円)  
 ※給与のみ：給与収入  
 ※給与及び年金：給与収入 +  
 公的年金等収入

(参考)給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除  
 その年において、その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る総所得の金額がある居住者で、その合計額が10万円を超える者の総所得金額を計算する場合に、以下の計算式に基づく所得金額調整控除額を給与所得から控除する。  
 【計算式】  
 (給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る総所得の金額(10万円超の場合は10万円)) - 10万円 = 所得金額調整控除額

## 2 人的控除をはじめとする各種控除の見直し（大綱 P12）

- ・「高校生年代の扶養控除」と「ひとり親控除」は令和7年度税制改正で見直される予定だったが、「103万円の壁」の議論が優先され、今回は先送りされた。

令和8年分の所得税	令和9年分以後の予定
高校生年代の扶養控除と ひとり親控除は <u>現行制度を維持</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係</li> <li>・所得税の所得再分配機能等の観点</li> <li>・令和6年度税制改正大綱で示した考え方</li> </ul> <p>を踏まえつつ、<u>令和8年度以降の税制改正</u>で、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得ることとされた。</p>

## 3 暗号資産取引に係る課税の見直し（大綱 P106）

- ・国民民主党から暗号資産取引について「雑所得（総合課税、最大55%）」から「申告分離課税（20%）」に変更する要望を受けたことなどから、大綱の検討事項に追加された。

見直しの検討の前提
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ</li> <li>・上場株式等と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備</li> <li>・取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等</li> </ul>

<図表> 金融庁の税制改正要望と大綱の検討事項 ※金融庁資料

◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）【金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望】																	
<b>【現状及び問題点】</b>																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。</li> <li>○ しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。</li> <li>○ 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。</li> <li>○ なお、暗号資産取引に係る課税上の取扱いについては、暗号資産を国民の投資対象となるべき金融資産として取り扱うかなどの観点を踏まえ、検討を行っていく必要。</li> </ul>																	
<b>【大綱の概要】</b>																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。</li> </ul>																	
<b>【金融商品に係る課税方式】</b>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>インカムゲイン</th> <th>キャピタルゲイン／ロス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場株式・公募株式投信</td> <td>申告分離</td> <td>申告分離</td> </tr> <tr> <td>特定公社債・公募公社債投信</td> <td>2016年1月～ 源泉分離→申告分離</td> <td>2016年1月～ 非課税→申告分離</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引</td> <td colspan="2">申告分離</td></tr> <tr> <td>預貯金等</td> <td>源泉分離</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;"> </div>				インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離	デリバティブ取引	申告分離		預貯金等	源泉分離	—
	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス															
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離															
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離															
デリバティブ取引	申告分離																
預貯金等	源泉分離	—															
<b>【参考：令和7年度与党税制改正大綱 第三 検討事項】</b>																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等をすること前提に、その見直しを検討する。</li> </ul>																	

#### 4 通勤手当の非課税限度額の見直し（大綱 P5）

- ・エネルギー価格が上昇する中、人事院による新たな自動車通勤の通勤手当の調査が行われる際には、「通勤手当の非課税限度額について、迅速に見直しを行う」とされた。

#### 5 道府県民税利子割の税収帰属の適正化（大綱 P9,10）

- ・東京一極集中が続く中、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割について、あるべき税収帰属との乖離が拡大しているため、次のように検討される。

現行制度の問題点	今後の予定
利子割は金融機関の営業所がある都道府県に入るが、営業所を持たない「インターネット銀行」は本店のある「東京都」への納税が多く、住所地以外へ税収が流出している。	金融機関等の事務負担に配慮し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、 <u>令和8年度税制改正</u> で結論を得ることとされた。

#### 6 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化（大綱 P16）

- ・国外事業者による消費税の無申告や少額輸入貨物に対する免税により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じているため、諸外国を参考に国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討を行うこととされた。

＜図表＞ 国境を越えたEC取引 ※政府税調「説明資料（令和6年11月13日）」

#### 国境を越えたEC取引の課税関係と適正な課税に向けた課題

- 国境を越えたEC取引には一般的に次の2つの形態が存在。
  - ① 国外事業者が、プラットフォーム事業者（PF）が管理する国内倉庫に一旦納めた商品をECサイトを通じて販売する場合（フルフィルメントサービス）。この場合、国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負う。
  - ② 国外事業者から海外直送する場合。この場合、国内消費者がその引き取り時に輸入消費税の納税義務を負う（少額は免税）。
- ①については、多くの無申告が生じている可能性があり、②については、少額な貨物が免税対象とされており、これらの取引について国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがある。

##### 【課題1】国外事業者による無申告が生じているおそれ



※ 国外事業者による多くの無申告が生じているおそれ。  
※ 国外事業者によるフルフィルメントサービスの国内市場規模をEC事業者の決算情報等に基いて一定の仮定をおいて試算すると5000億円～1兆円程度と見込まれる。

##### 【課題2】少額貨物に係る国内事業者との競争上の不均衡



※ 実務的には通関業者が代理して申告  
少額貨物（課税価格1万円以下）は消費税等が免除される。消費税等を納めた上で国内で取引を行う小売業者等と競争上の不均衡が生じている。

## 7 車体課税の見直し（大綱 P17）

・車体課税については、大綱ではカーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量・環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正で結論を得ることとされた。

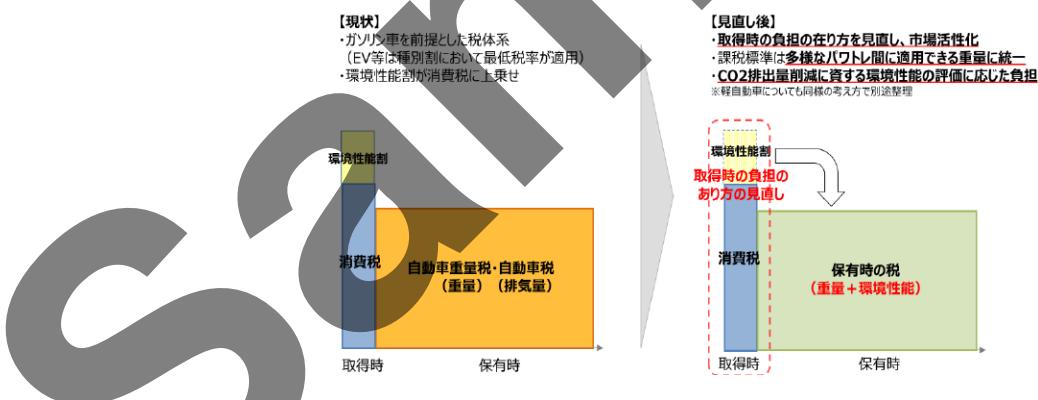
<図表> ※経産省資料

### 車体課税の見直し

- 車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

### <参考> 経産省要望事項

- 自動車業界の世界的な競争の激化に対応する中、市場の活性化に寄与する形で2050年カーボンニュートラルの実現へ積極的に貢献するものとする。
- 保有時については、現在、原則として重量と排気量に応じて税率が定められている。多様なパワートレインの車両に一律に適用できる制度を確立するため、一律に評価が可能な「重量」を課税標準とし、CO2排出量削減に資する環境性能の評価に応じて負担を決定する。



29

・また、令和6年12月11日の与党と国民民主党の3党の幹事長間で「いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。」と合意されたが、今回の改正では見送られ、令和8年度税制改正で「車体課税」の見直しとともに検討が行われると予想される。

## 免責事項

当シートに記載している事項は、令和7年1月14日時点の法律、法令等に基づき、税制改正大綱に関する基本的な検討事項をまとめたものであり、一般的なガイドラインに限定されています。法律の適用及びその影響は特定の事実関係によって大きく異なる場合があるため、当シートは、個々のケースに関する専門的なアドバイスを提供するものではありません。

当シートの作成に当たっては細心の注意を払っておりますが、株式会社KACHIELおよびアンパサンド税理士法人は、記載内容の誤り、情報の欠落等、当シートの内容及びその使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。

当シートに記載した事項は、上記時点の情報を元にしており、株式会社KACHIELおよびアンパサンド税理士法人は、時間の経過により情報が不完全または不正確になった場合であっても、当シートの内容及びその使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。

また、当シートの内容に関して、明示されているか否かにかかわらず、いかなる保証もいたしません。これには、業務遂行、商品性、特定の目的への適合性等に関する保証が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

当シートの内容は、予告なく変更されることがあります。また、株式会社KACHIELおよびアンパサンド税理士法人は、当シートに基づいて決定された行為や意思決定により生じた損害（特別損害を含む）に対して、その損害の可能性が事前に言及されていた場合であっても、一切の責任を負いません。

発行：株式会社 KACHIEL

監修：アンパサンド税理士法人